

人事委員会年報



世界農業遺産茶草場農法の東散策とお茶摘み体験(写真提供:静岡県観光協会)

令和5年度版

静岡県人事委員会

はじめに



静岡県人事委員会は、人事行政の専門的機関として、県職員の採用試験の実施や、県職員の給与、勤務時間等の勤務条件についての県議会及び知事への勧告、また、不利益処分に関する職員からの審査請求の審査などの事務を行っています。

この年報は、令和5年度に実施したこのような事務の概要をまとめたものです。また、採用試験の実施や給与の勧告の状況等については、経年の推移を資料編として掲載しました。

県民の皆さまや関係各位にとりまして、この年報が、人事委員会の行う事務について理解を深めていただく一助となれば幸いです。

令和6年6月

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

目次

< 本 編 >

第1章 組織及び運営

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会委員	1
3	人事委員会の権限	2
4	人事委員会の開催状況	3
5	事務局組織及び事務分掌	18

第2章 任用関係

1	採用の状況	21
2	昇任の状況	26
3	応募者確保対策	27

第3章 給与関係

1	職員の給与等に関する報告及び勧告	29
2	調査・研究	30
3	人事委員会規則の制定・改廃の状況	31
4	給与の支払監理	31

第4章 公平審査・労働基準監督等関係

1	勤務条件に関する措置要求	32
2	不利益処分に関する審査請求	32
3	苦情相談	33
4	労働基準監督機関としての職権の行使	33
5	時間外勤務命令の上限規制	34
6	管理職員等の範囲の指定	35
7	贈与等の報告書の審査	35
8	退職手当の支給制限等の処分の調査審議	35

< 資 料 編 >

1	職員の推移	36
2	県職員採用試験・警察官採用試験の状況	38
3	職員の給与等に関する報告及び勧告の状況	44
4	ラスパイレス指数の推移	56
5	職種別民間給与実態調査標本事業所数の推移	58
6	勤務条件に関する措置要求の推移	59
7	不利益処分に関する審査請求の推移	59
8	苦情相談の受付処理状況	60
	人事委員会事務局の基本理念と行動指針	61

<本 編>

第 1 章 組織及び運営

人事委員会は、地方公共団体の職員の任免や給与制度等の人事管理が適正に行われるよう、知事や教育委員会、警察本部長などの各任命権者の権限の行使をチェックし、専門的視点からの調査研究や勧告などを行う機関として地方公務員法に基づき設置されている公平・中立な第三者機関です。

このような役割を果たすため、人事委員会では、公平かつ透明性のある県職員採用試験の実施、民間事業所の給与実態調査を踏まえた議会及び知事への勤務条件に関する報告・勧告、さらに、職員からの不利益処分に関する審査請求及び勤務条件に関する措置要求の審査などの業務を行っています。

1 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 1 項の規定により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くものとされており、静岡県においては、昭和 26 年 6 月 12 日静岡県人事委員会設置条例（昭和 26 年静岡県条例第 28 号）により人事委員会が設置されました。

2 人事委員会委員

人事委員会は 3 人の委員をもって構成する合議制の行政委員会であり、その委員は議会の同意を得て知事が選任します。

任期は 4 年であり、令和 6 年 4 月 1 日現在の委員は次のとおりです。

職 名	氏 名	任 期	備 考
委員長 (非常勤)	小川 良昭	H 20. 8. 1 ~ H 22. 7. 30 H 22. 7. 31 ~ H 26. 7. 30 H 26. 7. 31 ~ H 30. 7. 30 H 30. 7. 31 ~ R 4. 7. 30 R 4. 7. 31 ~ R 8. 7. 30	5 期目 弁護士 委員長就任 H 23. 7. 15
委員 (非常勤)	岡部 比呂男	R 1. 7. 15 ~ R 5. 7. 14 R 5. 7. 15 ~ R 9. 7. 14	2 期目 元会社役員
委員 (常 勤)	佐藤 典生	R 3. 8. 12 ~ R 7. 8. 11	1 期目 元県職員 委員長職務代理者

3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地方公務員法に規定されており、これを大別すると次のとおりです。

(令和6年4月1日現在)

行政権限	人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること
	人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を議会若しくは知事又は任命権者に提出すること
	人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会及び知事に意見を申し出ること
	人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること
	給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び知事に勧告すること
	職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと
	職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること
	職員の苦情を処理すること
	職員団体の登録、労働基準監督機関としての権限の行使、贈与等報告書の審査、退職管理の適正の確保等を行うこと
準立法的権限	人事委員会の権限に属する事項について人事委員会規則を制定すること
準司法的権限	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること
	職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること

4 人事委員会の開催状況

令和5年度に開催した人事委員会の会議は33回（定例会27回、臨時会6回）で、計188件の事案について審議等を行いました。

回数	開催年月日	区分	内 容
1	R 5 . 4 . 5	議題	大規模災害等に対応するため時間外勤務を命ずる場合の届出の受理
			公平審査
			勤務条件に関する措置要求
		報告	令和4年度給与の支払監理等の実施結果
			勤務条件に関する措置要求
2	R 5 . 4 . 19	議題	公平審査
			勤務条件に関する措置要求
			勤務条件に関する措置要求
		報告	令和5年職種別民間給与実態調査の実施
			令和4年度職員からの苦情相談の状況
3	R 5 . 5 . 10	議題	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部改正
			公平審査
			公平審査
			勤務条件に関する措置要求
			勤務条件に関する措置要求
			勤務条件に関する措置要求
			職員採用試験における新型コロナウイルス感染症への対応
			令和5年度静岡県職員採用試験（大学卒業程度）の実施
			令和5年度静岡県職員採用試験（高等学校卒業程度）の実施
			令和5年度静岡県職員採用試験（短期大学卒業程度）の実施
			令和5年度静岡県職員（職務経験者）採用試験の実施
			令和5年度静岡県職員（障害のある方）採用試験の実施
			令和5年度静岡県職員（就職氷河期世代）採用試験の実施
		報告	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う職員の職務に専念する義務の免除等の対応

回数	開催年月日	区分	内 容
4	R 5. 5. 24	議題	令和 5 年度定例会開催日程の変更
			公平審査
			公平審査
			勤務条件に関する措置要求
			贈与等報告書の審査
			一般職任期付職員の採用の承認等
5	R 5. 6. 14	議題	令和 5 年度定例会開催日程の変更
			公平審査
			公平委員会事務の受託（内諾）
			静岡県職員採用候補者名簿（大学卒業程度）（早期試験）の確定
		報告	公平審査
			勤務条件に関する措置要求
解雇予告除外認定			
6	R 5. 6. 26	議題	地方公務員法第 5 条第 2 項に基づく意見
			公平審査
		報告	令和 5 年職種別民間給与実態調査の実施結果
臨1	R 5. 7. 4	議題	公平審査
			静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正
		報告	勤務条件に関する措置要求
7	R 5. 7. 12	議題	静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部改正
			職員の給与に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部改正
			公平審査
			公平審査
			静岡県警察官 A 採用試験（第 1 回）採用候補者名簿の確定
			令和 5 年度静岡県警察官 A 採用試験（第 2 回）の実施
			令和 5 年度静岡県警察官 B 採用試験の実施
臨2	R 5. 7. 20	議題	公平審査
8	R 5. 7. 25	議題	管理職員等の範囲を定める規則の一部改正
			公平審査
			公平審査
		報告	企業版ふるさと納税（人材派遣型）の受入体制
			令和 5 年度新設事業所等の号別決定の結果

回数	開催年月日	区分	内 容
9	R 5. 8. 23	議題	令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告
			公平審査
			公平審査
			令和5年(行ウ)第22号措置要求決定取消等請求事件 静岡県職員採用候補者名簿(大学卒業程度)の確定
		報告	令和5年人事院勧告の概要
			令和5年人事委員会勧告に向けた作業スケジュール
			令和5年度静岡県職員(職務経験者)採用試験第2次試験の日程変更
10	R 5. 8. 30	議題	令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告
			公平審査
			令和5年(行ウ)第22号措置要求決定取消等請求事件 静岡県職員採用候補者名簿(職務経験者)の確定
			議3
11	R 5. 9. 6	議題	令和5年(行ウ)第22号措置要求決定取消等請求事件
			令和5年度定例会開催日程の変更
			令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告
			職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則による 時間外勤務の上限時間を超えて時間外勤務を命じた職員等の状況(令和4年度分)
			静岡県立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則による 時間外在校等時間の上限時間を超えた職員の状況(令和4年度分)
公平審査			
12	R 5. 9. 11	議題	令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告
			最低賃金引き上げに伴うパートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額に関する承認
			公平審査
			令和5年(行ウ)第22号措置要求決定取消等請求事件
		報告	解雇予告除外認定
13	R 5. 9. 20	議題	地方公務員法第5条第2項に基づく意見
			令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告
			時間外勤務上限規制に係る指導助言通知の文案協議
			時間外在校等時間の上限に係る助言通知の文案協議
			給与等報告書の審査
			公平審査
公平審査			

回数	開催年月日	区分	内 容
14	R 5. 9. 25	議題	令和 5 年職員の給与等に関する報告及び勧告
			時間外勤務上限規制に係る指導助言通知の文案協議
			時間外在校等時間の上限に係る助言通知の文案協議
15	R 5. 10. 3	議題	令和 5 年職員の給与等に関する報告及び勧告
			公平審査
			公平委員会事務の受託
16	R 5. 10. 13	議題	令和 5 年職員の給与等に関する報告及び勧告
			令和 5 年度静岡県職員（職務経験者）採用試験の実施
臨4	R 5. 10. 19	議題	公平審査
			公平審査
17	R 5. 11. 2	議題	公平審査
			令和5年(行ウ)第 22 号措置要求決定取消等請求事件
			静岡県職員採用候補者名簿（高等学校卒業程度）の確定
			静岡県職員採用候補者名簿（短期大学卒業程度）の確定
			静岡県職員採用候補者名簿（障害のある方）の確定
			静岡県職員採用候補者名簿(就職氷河期世代)の確定
		報告	勤務条件に関する措置要求
18	R 5. 11. 15	議題	公平審査
			公平審査
			勤務条件に関する措置要求
			特定管理監督職群を構成する管理監督職の承認
		報告	令和5年(行ウ)第 22 号措置要求決定取消等請求事件
19	R 5. 12. 4	議題	地方公務員法第 5 条第 2 項に基づく意見
			給与等報告書の審査
			公平審査
		報告	公平審査
			令和5年(行ウ)第 22 号措置要求決定取消等請求事件
			解雇予告除外認定
20	R 5. 12. 13	議題	公平審査
			公平審査
			公平審査
			静岡県警察官 A (第 2 回)及び警察官 B 採用候補者名簿の確定

回数	開催年月日	区分	内 容
21	R 5. 12. 22	議題	職員の給与に関する規則の一部改正及び通知の制定等
			職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則・通知の一部改正
			初任給調整手当に関する規則・通知の一部改正
			会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正
			公平審査
			静岡県職員採用試験（大学卒業程度）（早期試験）の対象職種拡大
			静岡県職員採用試験（大学卒業程度）の専門・技術系職種の教養試験の見直し
			静岡県警察官 A・B 採用試験の改善
22	R 6. 1. 12	議題	公平審査
			公平審査
			公平審査
			勤務条件に関する措置要求
		報告	令和 6 年能登半島地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置
23	R 6. 1. 23	議題	フルタイム会計年度任用職員の給料月額及びパートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額に関する承認
			公平審査
			勤務条件に関する措置要求
			静岡県職員採用候補者名簿（職務経験者）の確定
			令和 6 年度静岡県職員採用試験（大学卒業程度）（早期試験）の実施
			特定管理監督職群を構成する管理監督職の承認
		報告	令和5年(行ウ)第 22 号措置要求決定取消等請求事件
24	R 6. 2. 7	議題	行政手続の見直しに伴う関係人事委員会規則等の一部改正
			60 歳超の任期付短時間勤務職員における号給決定の特例について（承認申請）の変更承認
			公平審査
			公平審査
			令和 6 年度静岡県職員・警察官採用試験の実施予定
			令和 6 年度静岡県警察官 A・B 採用試験の改善
		報告	令和5年(行ウ)第 22 号措置要求決定取消等請求事件
		解雇予告除外認定	

回数	開催年月日	区分	内 容
25	R 6. 2. 21	議題	地方公務員法第 5 条第 2 項に基づく意見
			職員の給与に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部改正
			在宅勤務等手当に関する規則・通知の制定等
			通勤手当に関する規則・通知の一部改正
			会計年度任用職員の給与等に関する規則・通知の一部改正等
			職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の運用の一部改正
			公平審査
			公平審査
			令和 6 年度静岡県警察官 A 採用試験（第 1 回）の実施
			令和 6 年度静岡県警察官 B 採用試験（第 1 回）の実施
臨5	R 6. 3. 8	議題	公平審査
26	R 6. 3. 13	議題	令和 6 年度定例会の開催日程等
			静岡県人事委員会事務局文書管理規則の一部改正
			静岡県へき地手当支給規則の一部改正（同意）
			贈与等報告書の審査
			公平審査
			職員団体の登録
			競争試験によることが適当でないとする職
			一般職任期付研究員の採用の承認
			一般職任期付研究員の採用の承認
		静岡県職員の退職管理に関する規則の一部改正	
報告	令和 5 年（行ウ）第 22 号措置要求決定取消等請求事件		
令和 5 年度事業所調査の実施結果			
解雇予告除外認定			
臨6	R 6. 3. 19	議題	公平審査

回数	開催年月日	区分	内 容
27	R 6 . 3 . 28	議題	令和 6 年度定期人事異動に伴う出向の命令及び任命
			人事委員会事務局の組織に関する規則の一部改正
			職員の給与に関する規則等の一部改正
			職務の級の決定及び管理職手当の区分の特例に関する承認
			医師等及び保健師の給料表の適用範囲等の特例の承認
			主任職への昇格の特例の承認
			大規模災害等に対応するため時間外勤務を命ずる場合の届出の受理（上限規制の適用除外）
			地域手当の異動保障（国交流職員）に係る特例の承認
			農林環境専門職大学の教員の昇格に係る特例の承認
			公平審査
			公平審査
			公平審査
			公平審査
		静岡県職員の公益的法人等に関する規則の一部改正	
報告	令和 5 年度給与の支払監理等の実施結果		
合計	合計 33 回 (定例会 27 回) (臨時会 6 回)	合計 188 件 (議 題 158 件) (報 告 30 件) (その他 0 件)	

人事委員会の会議の様子



左から、佐藤委員、小川委員長、岡部委員(令和6年度撮影)

(1) 意見の申出

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会から人事委員会の意見を求められ、次のとおり意見の申出を行いました。

議決年月日 (意見提出年月日)	議案番号	件名	概要	意見
R5.6.26 (R5.6.26)	令和5年6月 県議会定例会 第79号	静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	新型コロナウイルス感染症が、感染症法上の5類に位置付けられたことに伴う所要の改正	異議なし
R5.6.26 (R5.6.26)	令和5年6月 県議会定例会 第80号	静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	新型コロナウイルス感染症が、感染症法上の5類に位置付けられたこと等に伴う所要の改正	異議なし
R5.9.20 (R5.9.20)	令和5年9月 県議会定例会 第108号	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(職員の給与に関する条例の一部改正、静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴う所要の改正	異議なし

議決年月日 (意見提出年月日)	議案番号	件 名	概 要	意見
R 5.12.4 (R 5.12.4)	令和5年12月 県議会定例会 第143号	職員の給与に関する 条例等の一部を改正 する条例（職員の給 与に関する条例の一 部改正、静岡県一般 職の任期付研究員の 採用等に関する条例 の一部改正、静岡県 一般職の任期付職員 の採用等に関する条 例の一部改正及び会 計年度任用職員の給 与等に関する条例の 一部改正に係る部分 に限る。）	静岡県人事委員会の 勧告に基づき職員の 給与の改定等を行う ための所要の改正	異議 なし
R 5.12.4 (R 5.12.4)	令和5年12月 県議会定例会 第144号	静岡県教職員の給与 に関する条例の一部 を改正する条例	静岡県人事委員会の 勧告に基づき職員の 給与の改定等を行う ための所要の改正	異議 なし
R 5.12.4 (R 5.12.4)	令和5年12月 県議会定例会 第145号	静岡県地方警察職員 の給与に関する条例 の一部を改正する条 例	静岡県人事委員会の 勧告に基づき職員の 給与の改定等を行う ための所要の改正	異議 なし

議決年月日 (意見提出年月日)	議案番号	件名	概要	意見
R 5.12.4 (R 5.12.4)	令和5年12月 県議会定例会 第152号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例に係る部分に限る。）	地方自治法の改正に伴う所要の改正	異議なし
R 6.2.21 (R 6.2.21)	令和6年2月 県議会定例会 第20号	静岡県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例	再就職に係る情報の公表対象を役職定年制導入を踏まえたものとするための所要の改正	異議なし
R 6.2.21 (R 6.2.21)	令和6年2月 県議会定例会 第41号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に係る部分に限る。）	精神保健福祉法の改正に伴う所要の改正	異議なし

(2) 規則の制定・改廃

地方公務員法第8条第5項の規定に基づき、次のとおり人事委員会規則の制定・改廃を行いました。

規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概要
1-61	R 6. 3. 13 R 6. 3. 29 (R 6. 4. 1)	静岡県人事委員会事務局文書管理規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
1-62	R 6. 3. 28 R 6. 3. 29 (R 6. 4. 1)	人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴う所要の改正
7-1283	R 5. 7. 12 R 5. 7. 14 (R 5. 7. 18)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
7-1284	R 5. 7. 12 R 5. 7. 14 (R 5. 7. 18)	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
7-1285	R 5. 7. 12 R 5. 7. 28 (R 5. 7. 28)	静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴う所要の改正
7-1286	R 5. 7. 12 R 5. 7. 28 (R 5. 7. 28)	静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する一部を改正する規則	静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴う所要の改正
7-1287	R 5. 12. 22 R 5. 12. 27 (R 5. 4. 1) (R 5. 12. 27)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1288	R 5. 12. 22 R 5. 12. 27 (R 5. 12. 1) (R 6. 4. 1)	職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1289	R 5. 12. 22 R 5. 12. 27 (R 5. 4. 1) (R 6. 4. 1)	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正

規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概要
7-1290	R 5.12.22 R 5.12.27 (R 5.12.27)	会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	会計年度任用職員の給与等に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1291	R 6.2.7 R 6.2.16 (R 6.4.1)	職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	行政手続の見直しに伴う所要の改正
7-1292	R 6.2.21 R 6.3.5 (R 6.4.1)	在宅勤務等手当に関する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う在宅勤務等手当に関する必要な事項を定める規則の制定
7-1293	R 6.2.21 R 6.3.5 (R 6.4.1)	勤務1時間当たりの給与額の算出に関する規則の一部を改正する規則	在宅勤務等手当の新設に伴う所要の改正
7-1294	R 6.2.21 R 6.3.5 (R 6.4.1)	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1295	R 6.2.21 R 6.3.5 (R 6.4.1)	会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	会計年度任用職員の給与等に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1296	R 6.2.21 (R 6.3.28 修正) R 6.3.29 (R 6.4.1)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
7-1297	R 6.2.21 (R 6.3.28 修正) R 6.3.29 (R 6.4.1)	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
7-1298	R 6.3.28 R 6.3.29 (R 6.4.1)	静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正

規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概要
12-24	R 6. 3. 13 R 6. 3. 29 (R 6. 4. 1)	静岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	役職定年制度導入に伴う所要の改正
13-115	R 5. 5. 10 R 5. 5. 19 (R 5. 5. 19)	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	夏季休暇の取得期間延長に伴う所要の改正
13-116	R 5. 5. 10 R 5. 5. 19 (R 5. 5. 19)	会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	夏季休暇の取得期間延長に伴う所要の改正
14-195	R 5. 7. 4 R 5. 7. 14 (R 5. 7. 14)	静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	静岡県に公平委員会事務を委託している地方公共団体の機関の改廃に伴う所要の改正
14-196	R 5. 7. 25 R 5. 8. 1 (R 5. 8. 1)	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改正等に伴う管理職員等の職の改廃等に伴う所要の改正
15-36	R 6. 2. 21 R 6. 3. 5 (R 6. 4. 1)	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	在宅勤務等手当の新設に伴う所要の改正
15-37	R 6. 3. 28 R 6. 3. 29 (R 6. 4. 1)	静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則	職員を派遣することができる団体等についての所要の改正

(3) 委員による現地視察

職場や業務等に対する委員の理解を深めることを目的に、職員の勤務状況や職場環境などを実地に見聞しています。

令和5年度は次のとおり実施しました。

R 5. 5. 30	西部地区	<ul style="list-style-type: none">・ 農林環境専門職大学・短期大学部・ 浜松みをつくし特別支援学校
R 5. 11. 21	東部地区	<ul style="list-style-type: none">・ 伊豆中央警察署・ 東部家畜保健衛生所



農林環境専門職大学・短期大学部



浜松みをつくし特別支援学校



伊豆中央警察署

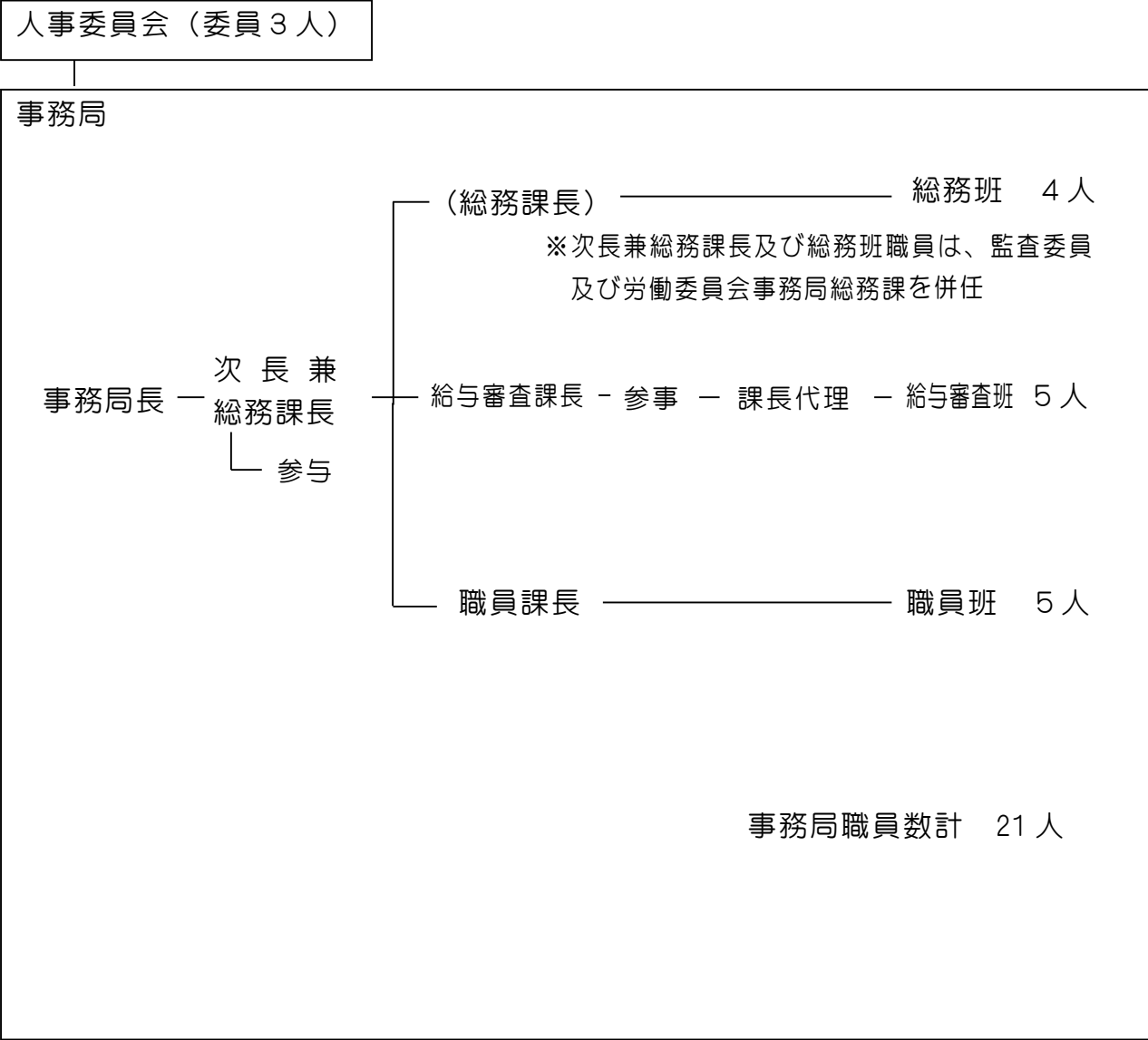


東部家畜保健衛生所

5 事務局組織及び事務分掌

(1) 組織

(令和6年4月1日現在)



(2) 事務分掌

○総務課

- ・ 人事委員会の会議に関する事
- ・ 公印に関する事
- ・ 事務局職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事及び研修に関する事
- ・ 事務局職員の福利厚生に関する事
- ・ 予算及び経理に関する事
- ・ 財産及び物品の管守に関する事
- ・ 文書等の收受、発送、保存及び管理に関する事
- ・ 広報に関する事
- ・ 事務局内各課の連絡調整及び事務局内他課の所掌に属しない事務に関する事

○給与審査課

- ・ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度に関する事
- ・ 職員に関する制度についての研究の成果の議会若しくは長又は任命権者への提出に関する事
- ・ 職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会及び長に対する意見の申出に関する事
- ・ 人事行政の運営に関し、任命権者に対する勧告に関する事
- ・ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長に勧告する事
- ・ 職員の分限、懲戒及び服務に関する事
- ・ 職員に対する給与の支払の監理に関する事
- ・ 人事行政に関する技術的及び専門的な知識、資料その他便宜授受のため国又は他の地方公共団体の機関との協定に関する事
- ・ 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事
- ・ 職員に対する不利益処分についての審査請求の審査に関する事
- ・ 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査に関する事
- ・ 職員からの苦情相談に関する事
- ・ 労働基準監督機関の職権の行使に関する事
- ・ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則 13-32）で定めるところによる限度時間を超えて時間外勤務を命ずる場合の報告、指導、助言、承認又は命令等に関する事
- ・ 受託した市町村等の公平委員会事務に関する事
- ・ 管理職員等の範囲の指定に関する事
- ・ 職員団体の登録に関する事
- ・ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事

- ・静岡県職員倫理規則（平成 13 年静岡県規則第 9 号）の制定又は改廃に関して、知事に意見を申出ること
- ・職員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る調査研究を行うこと
- ・職員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する総合的企画を行うこと
- ・職員倫理規則の遵守のための体制整備に関し、任命権者に助言を行うこと
- ・職員倫理規則で定めるところにより、職員からの贈与等の報告に係る審査を行うこと

○職員課

- ・職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度に関すること
- ・職員に関する制度についての研究の成果の議会若しくは長又は任命権者への提出に関すること
- ・職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会及び長に対する意見の申出に関すること
- ・人事行政の運営に関し、任命権者に対する勧告に関すること
- ・給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長に勧告すること
- ・職員の人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること
- ・職員採用の競争試験、選考その他任用に関すること
- ・研修及び人事評価に関すること
- ・外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関すること
- ・人事行政に関する技術的及び専門的な知識、資料その他便宜授受のため国又は他の地方公共団体の機関との協定に関すること
- ・退職管理の適正の確保に関すること

第2章 任用関係

1 採用の状況

職員の任用は、試験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行います。この原則に基づき、職員の採用は、競争試験により行い、例外的に選考によることができます。（地方公務員法第17条の2第1項）人事委員会では、任命権者から提出される職員採用計画に基づき、公平かつ透明性のある採用試験を実施しています。

選考による職員の採用は、経歴、学歴、知識又は技能等の選考基準により判定し、任命権者からの請求に基づいて実施しています。

また、職員の昇任は、任命権者が、職員の受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づき行うものとされていますが、警察官の3種類の職については競争試験及び選考が行われています。競争試験及び選考に関する事務は人事委員会の権限とされていますが、その実施については、任命権者に委任しています。

(1) 令和5年度 採用試験の実施日程

(数字は月日)

試験の区分	公告日	受付期間	第1次試験		第2次試験	
			試験日	合格発表日	試験日	合格発表日
大学卒業程度 (早期試験)	1.25	3.1～ 3.22	4.23	5.12	5.25～ 5.31	6.16
大学卒業程度	5.12	5.12～ 5.26	6.18	6.28	7.11～ 8.10	8.25
短期大学卒業程度	5.12	8.1～ 8.24	9.24	10.3	10.17～ 10.25	11.6
高等学校卒業程度						
職務経験者		5.24～ 6.9	7.9	7.28	8.14～8.21	9.1
職務経験者(定期外) (農業土木、児童福祉等)	10.13	10.16～ 11.29	12.10	12.20	R6.1.10～ 1.12	R6.1.26
障害のある方	5.12	5.30～ 6.23	9.17	9.27	10.12～ 10.17	11.6
就職氷河期世代		7.28～ 8.10	9.24	10.3	10.17～ 10.25	11.6

試験の区分		公告日	受付期間	第1次試験		第2次試験	
				試験日	合格発表日	試験日	合格発表日
警察官 A (大卒)	一般1回目	3. 1	3. 1 ～ 4. 5	5. 14	5. 19	5. 27～5. 28 6. 19～6. 30	7. 14
	自己推薦						
	情報処理						
	一般2回目	7. 21	7. 21 ～ 8. 25	9. 17	9. 25	10. 7～10. 14 11. 15～12. 1	12. 15
一般							
自己推薦							
警察官 B (大卒以外)	情報処理						



静岡県職員採用案内



令和6年度 採用PRチラシ

(2) 採用試験の実施結果

(単位：人、倍)

試験の区分・職種		公募数	申込者数	第1次 受験者数 A	第1次 合格者数	第2次 受験者数	最終合 格者数 B	倍率 A/B
大学卒業程度 (早期試験)	土木	5	68	49	25	22	20	2.5
	建築	2	17	8	8	8	4	2.0
	薬剤師	2	23	19	16	15	11	1.7
	小計	9	108	76	49	45	35	2.2
大学卒業程度 (定期試験)	行政Ⅰ	65	374	285	197	168	94	3.0
	行政Ⅱ	29	255	168	88	81	36	4.7
	小中学校事務	5	24	21	18	18	5	4.2
	警察行政	16	74	52	37	34	22	2.4
	土木	19	35	14	13	12	9	1.6
	農業	12	50	35	33	32	16	2.2
	林業	13	28	24	20	17	14	1.7
	農業土木	12	18	11	11	8	8	1.4
	建築	1	6	4	4	4	1	4.0
	薬剤師	9	10	2	2	2	2	1.0
	保健師	11	16	15	15	15	12	1.3
	栄養士(管理栄養士) (知事部局)	1	8	7	6	6	2	3.5
	心理	8	13	9	7	7	6	1.5
	児童福祉	5	16	16	13	13	7	2.3
	水産	1	13	11	9	8	2	5.5
	電気	2	8	4	3	3	2	2.0
	電気(研究)	1	3	2	2	1	1	2.0
	機械	1	7	5	4	4	1	5.0
	機械(研究)	1	4	4	2	2	1	4.0
	工業化学	4	8	8	8	8	4	2.0
	金属材料	1	4	2	2	2	0	-
	工業デザイン	1	3	3	3	2	1	3.0
	文化財	1	7	5	4	4	1	5.0
	職業訓練指導員(電気)	1	1	1	0	-	-	-
	職業訓練指導員(機械)	1	0	-	-	-	-	-
	職業訓練指導員(情報技術)	2	2	2	2	1	1	2.0
栄養士(管理栄養士) (県立静岡がんセンター)	2	13	9	9	7	2	4.5	
小計	225	1,000	719	512	459	250	2.9	

試験の区分・職種		公募数	申込者数	第1次 受験者数 A	第1次 合格者数	第2次 受験者数	最終合 格者数 B	倍率 A/B
短期大学卒業程度	臨床検査技師（知事部局）	1	2	2	2	0	-	-
	診療放射線技師	2	17	16	10	8	2	8.0
	臨床検査技師（県立静岡がんセンター）	1	6	3	3	3	1	3.0
	言語聴覚士	1	1	1	1	1	1	1.0
	司書	2	42	27	9	8	2	13.5
	小計	7	68	49	25	20	6	8.2
高等学校卒業程度	行政	2	37	30	24	20	7	4.3
	小中学校事務	2	27	23	10	9	2	11.5
	警察行政	7	67	63	32	31	17	3.7
	土木	3	3	3	3	3	3	1.0
	小計	14	134	119	69	63	29	4.1
職務経験者	土木	3	11	6	5	4	2	3.0
	保健師	1	3	2	2	1	0	-
	心理	1	0	-	-	-	-	-
	児童福祉	1	7	5	3	3	1	5.0
	医療社会福祉 （精神保健福祉士）	1	6	5	5	4	1	5.0
	学芸員	1	4	4	2	2	1	4.0
	臨床検査技師（生理検査）	1	1	1	1	1	1	1.0
	臨床検査技師（病理検査）	1	4	4	4	4	1	4.0
	理学療法士	1	3	2	2	1	1	2.0
	栄養士（管理栄養士）	1	6	6	6	5	1	6.0
	研究員（がん免疫治療）	1	1	1	1	1	1	1.0
	小計	13	46	36	31	26	10	3.6
	農業土木（定期外）	6	1	0	-	-	-	-
	児童福祉（定期外）	1	6	3	3	3	1	3.0
	機械（定期外）	1	3	2	2	2	1	2.0
	栄養士（管理栄養士）（定期外）	1	3	2	2	2	1	2.0
	小計	9	13	7	7	7	3	2.3
障害のある方	行政	4	35	25	22	19	4	4.2
	小中学校事務	1					1	
	警察行政	1					1	
	小計	6	35	25	22	19	6	4.2
就職氷河期世代	行政	3	90	59	34	34	9	6.6
	小中学校事務	1	17	13	9	8	1	13.0
	警察行政	1	12	7	7	7	1	7.0
	小計	5	119	79	50	49	11	7.2

試験の区分・職種			公募数	申込者数	第1次 受験者数 A	第1次 合格者数	第2次 受験者数	最終合格者数 B	倍率 A/B		
警察官	A	一般 1回目	男性	83	306	215	205	176	90	2.4	
			女性	15	104	82	79	64	29	2.8	
		自己推薦	男性	2	8	7	7	7	4	1.8	
			女性	2	7	4	3	3	3	1.3	
		情報処理			2	3	2	2	2	1	2.0
		一般 2回目	男性	10	115	73	64	52	8	9.1	
			女性	2	34	19	16	13	3	6.3	
	A 計			116	577	402	376	317	138	2.9	
	B	一般	男性	63	277	226	211	187	80	2.8	
			女性	14	76	64	58	53	18	3.6	
		自己推薦	男性	2	4	3	3	3	1	3.0	
			女性	2	4	4	4	4	0	-	
		情報処理			2	2	0	-	-	-	-
		B 計			83	363	297	276	247	99	3.0
小 計			199	940	699	652	564	237	2.9		
合 計			487	2,463	1,809	1,417	1,252	587	3.1		

(3) 選考による採用

(単位：人)

選考の区分	任 命 権 者				
	知 事	がんセンター 事業管理者	教 育 委員会	警 察 本部長	計
本庁の部長、局長等に相当する職	3				3
本庁の課長等に相当する職	14	5	1		20
警視の職				4	4
競争試験によることが 適当でないとした職	37	79		33	149
計	54	84	1	37	176

2 昇任の状況

(1) 昇任試験による昇任

(単位：人、倍)

試験の区分	申込者数	受験者数	合格者数	倍率
		A	B	A / B
警 部	1,105	1,100	36	30.6
警 部 補	1,366	1,348	75	18.0
巡査部長	1,498	1,482	101	14.7

(2) 選考による昇任

(単位：人)

選考の区分	昇任者数
警 部	0
警 部 補	0
巡査部長	0

3 応募者確保対策

近年、国、市町及び民間企業等との人材確保の競合が発生しています。このため人事委員会では、広域行政を担う県職員の魅力・やりがいや職務内容などを積極的にPRし、応募者の掘り起こしを図っています。

(1) 県庁 仕事スタディツアー

受験者の応募段階でのミスマッチの解消と、より良い人材の確保を図るため、県職員の仕事に関心があり、将来県職員を目指したいと考えている方に対し、オンラインや現場にて県行政の魅力を伝え、業務内容への理解を促進する取組を実施しました。

①オンライン説明会

実施時期	令和6年2月8日(木)～2月16日(金) 6日間
対象職種	行政ほか事務系職種、土木ほか専門・技術系職種 計14職種
内容	<ul style="list-style-type: none">・業務等の説明・採用試験の説明(人事委員会)・先輩職員とのフリートーク(業務に関する質疑応答)
参加者数	388人

(オンライン説明の様子)



②現場見学編

実施時期	令和5年9月～令和6年2月
対象職種	土木ほか専門・技術系職種 計16職種
内容	<ul style="list-style-type: none">・業務等の説明・職種ごとの事業に係る現場見学・採用試験の説明(人事委員会)・先輩職員とのフリートーク(業務に関する質疑応答)
参加者数	77人

③大学別県庁見学編

実施時期	令和5年11月
実施大学	静岡大学など県内4大学
対象職種	行政
内 容	<ul style="list-style-type: none">・業務等の説明・県庁内の所属の現場見学・採用試験の説明（人事委員会）・先輩職員とのフリートーク（業務に関する質疑応答）
参加者数	129人

（2）大学等での説明会

県内外の大学等が開催するオンライン就職説明会などにおいて、県行政の仕事の魅力をPRしました。また、民間企業主催による合同企業説明会等に参加し、民間企業志望者に対してもアプローチを図るなど、応募者の掘り起こしに努めました。

主 催 者	回 数	参加者数
大 学 等	15校	274人
民間企業	14回	452人

（3）オンラインでの個別相談

職員採用試験の受験検討者が、県職員の仕事についての不安や疑問を解消し、受験に向けた動機付けの一助とするため、オンラインでの個別相談を行い、応募者の掘り起こしに努めました。

期 間	職 種	参加者数
令和6年3月6日～3月12日	3職種	12人

第3章 給与関係

人事委員会は、地方公務員法に基づき、給料表が適当であるかどうかについて、毎年少なくとも1回、議会及び知事に同時に報告しなければなりません。その際、給与を決定する諸条件の変化に応じて適当な勧告をする義務を負っており（情勢適応の原則）、その基礎資料とするため、県内の民間給与の実態調査等を行っています。

また、人事委員会は、給与制度の公正妥当な運用を確保するため、所要の規則の制定・改廃、給与支払の監理等を行っています。

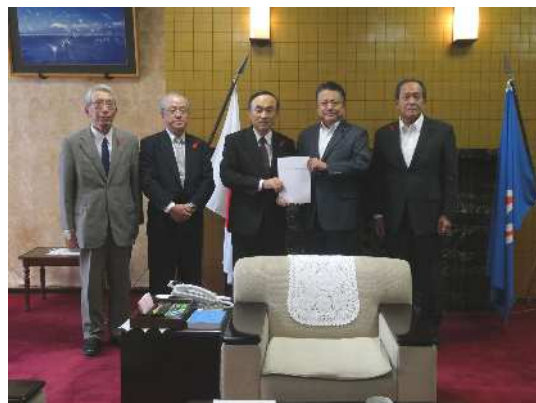
1 職員の給与等に関する報告及び勧告

地方公務員法第8条第1項第5号の規定に基づき、令和5年10月13日に議会及び知事に対して勧告を行いました。勧告までに各職員団体との話し合いを計17回行いました。

勧告に当たっては、公民の給与比較の基礎資料を得るため、毎年、「職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」を実施しています。



知事への勧告の様子



議長への勧告の様子

(1) 職員給与等実態調査

毎年、4月1日現在在職し、給与条例の適用を受ける職員等を対象に、職員数、給料、諸手当等の状況について調査しています。

<調査対象職員>

(単位：人)

行政職	教育職	公安職	その他	合計
6,228	15,237	6,148	839	28,452

(2) 職種別民間給与実態調査

毎年、人事院及び都道府県、政令指定都市等の人事委員会と共同で「職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似の仕事をしている民間事業所の従業員について、その給与の実態を把握しています。

令和5年は、企業規模50人以上かつ事業所規模50以上の県内1,768民間事業所から無作為に抽出した444事業所を対象に、4月24日から6月16日までの間、令和5年4月分として支払われた従業員の給与月額等について調査しました。

調査を円滑に進めるため、授産製品を協力のお礼として渡しています。

<調査対象事業所>

調査対象事業所	調査完了事業所	調査完了率
444事業所(※)	382事業所	87.8%

※実際の調査等によって、規模の不適による事業所を除外した後の事業所数：435

<調査実人員>

初任給関係	初任給関係以外	合計
1,373人	17,290人	18,663人



局内説明会の様子



授産製品のコーヒー等

2 調査・研究

本県の人事行政の運営に資するよう、地方公務員法第8条第1項第2号の規定の趣旨を踏まえ、給与、勤務時間その他の勤務条件等の職員に関する制度について研究を行いました。

3 人事委員会規則の制定・改廃の状況

地方公務員法第8条第5項の規定に基づき、次のとおり人事委員会規則の制定・改廃を行いました。

＜人事委員会規則の制定・改廃の状況＞ (単位：件)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
制定	2	0	1	4	1
改正	25	20	20	26	24
廃止	0	0	0	0	0

4 給与の支払監理

地方公務員法第8条第1項第8号の規定に基づき、給与が条例及び規則等に則って決定され、支給されているかどうかを調査しています。

支払監理に当たっては、給与審査課の職員2人が対象機関を訪問し、資料の確認や担当者からの聞き取りを実施し、不備があったものについては速やかに是正するよう求めています。

令和5年度は5件の口頭指摘を行いました。

＜調査対象所属数＞ (単位：所属)

	R元年度	R2年度	R3年度※	R4年度	R5年度
知事部局	6 (2)	6 (2)	6 (2)	6 (2)	6 (2)
教育委員会	12 (2)	11 (2)	6 (2)	11 (2)	11 (2)
警察本部	7 (4)	7 (4)	4 (4)	7 (4)	7 (4)
計	25 (8)	24 (8)	16 (8)	24 (8)	24 (8)

(注) () は本庁の所属(内数)

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、8所属(学校及び警察署)の調査を中止した。

第4章 公平審査・労働基準監督等関係

公平審査は、職員の利益の保護、人事行政の公正の確保、公務の能率的な運営に資することを目的として、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分についての審査請求（平成28年3月31日以前は「不服申立て」。以下同じ。）等が人事委員会に対してなされた場合に、それぞれ所定の審査手続に従って処理を行うものです。

また、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、その職員に対し助言を行うほか、関係当事者に対し、伝達その他の必要な措置を行っています。

1 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法第46条の規定による措置の要求については、職員としての身分を喪失したことから1件の却下を決定したほか、要求事項が勤務条件に該当しないとして3件の不受理を決定しました。

要求年月日	事案名	措置要求の内容	決定年月日	結果
R5. 1. 27	令和5年不受理事案①	重点指導対象者指定の判断基準の明確化 など	R5. 5. 10	却下 (不受理)
R5. 2. 13	令和5年（措）第1号事案	勤務実態に見合った賃金の支給 など	R5. 5. 10	却下 (受理)
R5. 3. 26	令和5年不受理事案②	人事異動による不安等の払拭のための当局への対応要求	R5. 5. 24	却下 (不受理)
R5. 10. 19	令和5年不受理事案③	文書の提出を当局に求め開示すること など	R6. 1. 23	却下 (不受理)

2 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法第49条の2の規定による審査請求については、1件の裁決を行いました。

請求年月日	事案名	審査請求の内容	裁決年月日	結果
R3. 6. 24	令和3年（審）第2号事案	懲戒減給処分を受けた職員が、処分の取消しを求めたもの	R6. 3. 28	処分承認

3 苦情相談

地方公務員法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員からの苦情相談を受け付け、処理しました。

(件数)

任命権者 相談区分	知事		教育委員会		警察本部長		委託団体		計	
	受付	相談終了	受付	相談終了	受付	相談終了	受付	相談終了	受付	相談終了
任用関係	3	3	2	2	0	0	3	3	8	8
給与関係	4	4	1	1	1	1	0	0	6	6
勤務条件関係	11	11	6	6	0	0	3	3	20	20
懲戒・分限処分関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
セクシュアル・ハラスメント関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パワー・ハラスメント関係	4	4	3	3	4	4	1	1	12	12
職場のいじめ・嫌がらせ	2	2	4	4	0	0	0	0	6	6
その他	4	4	2	2	0	0	1	1	7	7
計	28	28	18	18	5	5	8	8	59	59

(注) 委託団体とは、苦情相談を含む公平委員会事務を静岡県に委託し、その事務を静岡県人事委員会が処理する市町又は地方公共団体の組合をいい、14市町、21一部事務組合、1広域連合の36団体です。

4 労働基準監督機関としての職権の行使

地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、労働基準監督機関としての職権を行使しました。改善すべき事項については、各事業所の責任者等に指導するほか、任命権者ごとに各事業所への指導を依頼しています。

(1) 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく事業所調査

執行機関	事業所総数	左のうち調査実施事業所数
知事部局	74	74
教育委員会	138	138
警察本部	47	47
委員会等	7	7
計	266	266

(注) 委員会等とは、議会事務局、選挙管理委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局及び海区漁業調整委員会事務局をいいます。

(2) 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく許可等の状況

	事 項	件数	根拠法令
労働基準法関係	解雇予告除外認定申請	7	労働基準法第20条
	宿直又は日直勤務許可申請	2	労働基準法第41条
	監視又は断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請	0	労働基準法第41条
	時間外労働・休日労働に関する協定届	152	労働基準法第36条
	小 計	161	
労働安全衛生法関係	総括安全衛生管理者選任報告	1	安衛法第10条・安衛則第2条
	衛生管理者選任報告	65	安衛法第12条・安衛則第7条
	産業医選任報告	10	安衛法第13条・安衛則第13条
	労働者死傷病報告	40	安衛法第100条・安衛則第97条
	ボイラー性能検査結果報告	3	ボイラー則第38条
	第一種圧力容器性能検査結果報告	17	ボイラー則第73条
	第一種圧力容器検査証書替申請	1	ボイラー則第79条
	機械等設置届	0	安衛法第88条・安衛則第86条
小 計	137		
合 計	298		

(注) 安衛法とは労働安全衛生法、安衛則とは労働安全衛生規則、ボイラー則とはボイラー及び圧力容器安全規則をいいます。

5 時間外勤務命令の上限規制

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第7条第4項の規定に基づき、任命権者から令和4年度における上限時間の原則及び特例を超えて時間外勤務を命じた職員の状況等の報告があったことから、任命権者に対し、多面的かつ悉皆的な取組を徹底するよう指導・助言を行いました。

(令和4年度：人)

	知事	教育委員会	警察本部	計
月45時間や年間360時間といった上限時間の原則を超えて時間外勤務を命じた職員数	718	7	0	725
月100時間や年間720時間等といった上限時間の特例を超えて時間外勤務を命じた職員数	402	26	141	569
計	1,120	33	141	1,294

6 管理職員等の範囲の指定

地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、人事委員会規則で管理職員等の範囲を定めました。

(令和5年4月1日現在)

執行機関		職員数 A(人)	管理職員等数 B(人)	指定率 B/A(%)
知事部局		5,664	617	10.9
委員会等		95	32	33.7
教育委員会	事務局等	417	107	25.7
	県立学校	7,988	569	7.1
計		14,164	1,325	9.4

(注) 管理職員等とは、地方公務員法第52条第3項ただし書の規定により、重要な行政上の決定を行う職員等をいいます。

事務局等とは、教育委員会事務局、県立学校を除く教育機関をいいます。

県立学校とは、県立高校、県立中学校及び県立特別支援学校をいいます。

7 贈与等の報告書の審査

静岡県職員倫理条例第6条第5号の規定に基づき、任命権者から提出される贈与等の報告書を審査しました。

(令和5年1月分～12月分)

任命権者	件数	内 訳		
		金銭、物品等の供与	供応接待	講演料等
知事	48	1	45	2
教育委員会	14	2	12	0
警察本部長	0	0	0	0
委員会等	0	0	0	0
計	62	3	57	2

8 退職手当の支給制限等の処分の調査審議

令和5年度において、静岡県職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定に基づき、退職手当の支給制限等の処分について調査審議した事案はありませんでした。

<資料編>

1 職員の推移

過去10年の職員数推移

(単位：人)

給料表	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
① 行政職	6,574	6,612	6,615	6,382	6,389	6,403	6,405	6,363	6,319	6,228
26年度比	100.0	100.6	100.6	97.1	97.2	97.4	97.4	96.8	96.1	94.7
② 研究職	349	350	354	358	357	351	341	343	337	324
26年度比	100.0	100.3	101.4	102.6	102.3	100.6	97.7	98.3	96.6	92.8
③ 医療職(1)	26	27	25	28	26	23	23	23	24	26
26年度比	100.0	103.8	96.2	107.7	100.0	88.5	88.5	88.5	92.3	100.0
④ 医療職(2)	364	333	328	301	290	290	286	301	280	274
26年度比	100.0	91.5	90.1	82.7	79.7	79.7	78.6	82.7	76.9	75.3
⑤ 医療職(3)	114	111	105	108	111	114	112	111	108	105
26年度比	100.0	97.4	92.1	94.7	97.4	100.0	98.2	97.4	94.7	92.1
⑥ 福祉職	102	100	103	104	102	101	105	109	114	110
26年度比	100.0	98.0	101.0	102.0	100.0	99.0	102.9	106.9	111.8	107.8
⑦ 大学教育職	-	-	-	-	-	-	42	45	44	44
26年度比	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑧ 高校教育職	6,383	6,458	6,498	6,537	6,499	6,476	6,594	6,601	6,451	6,295
26年度比	100.0	101.2	101.8	102.4	101.8	101.5	103.3	103.4	101.1	98.6
⑨ 中小教育職	15,622	15,561	15,383	9,437	9,377	9,353	9,554	9,385	9,207	8,898
26年度比	100.0	99.6	98.5	60.4	60.0	59.9	61.2	60.1	58.9	57.0
⑩ 公安職	6,088	6,127	6,129	6,158	6,178	6,167	6,167	6,173	6,166	6,148
26年度比	100.0	100.6	100.7	101.1	101.5	101.3	101.3	101.4	101.3	101.0
⑪ 任期付研究員	8	6	3	1	-	-	-	-	-	-
26年度比	100.0	75.0	37.5	12.5	-	-	-	-	-	-
全職	35,630	35,685	35,543	29,414	29,329	29,278	29,629	29,454	29,050	28,452
26年度比	100.0	100.2	99.8	82.6	82.3	82.2	83.2	82.7	81.5	79.9

出典：職員給与実態調査

(注) 26年度比は平成26年度を100とした指数

「-」は調査実人員が0人であることを示します。

過去10年の平均年齢推移

(単位：歳)

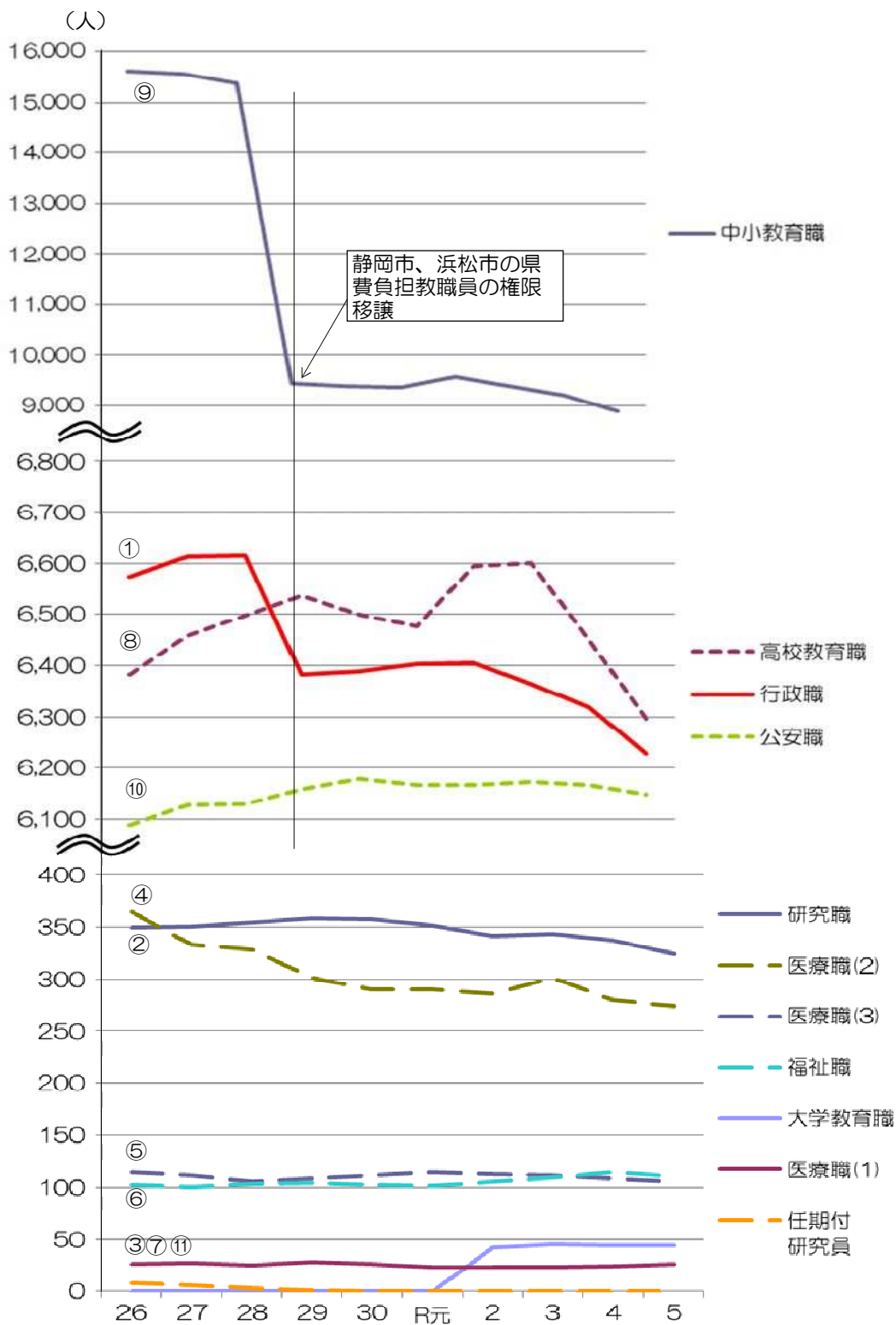
給料表	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
行政職	42.5	42.5	42.4	42.3	42.4	42.2	42.2	42.3	42.2	42.0
26年度との差	0.0	0.0	-0.1	-0.2	-0.1	-0.3	-0.3	-0.2	-0.3	-0.5
研究職	42.3	42.7	42.8	43.3	43.2	43.3	42.7	42.9	43.0	43.4
26年度との差	0.0	0.4	0.5	1.0	0.9	1.0	0.4	0.6	0.7	1.1
医療職(1)	43.4	43.5	45.0	45.1	44.9	47.2	44.8	45.4	44.9	44.6
26年度との差	0.0	0.1	1.6	1.7	1.5	3.8	1.4	2.0	1.5	1.2
医療職(2)	39.6	39.4	38.8	39.2	39.6	40.0	39.7	39.8	40.7	41.2
26年度との差	0.0	-0.2	-0.8	-0.4	0.0	0.4	0.1	0.2	1.1	1.6
医療職(3)	43.5	43.8	43.6	43.1	41.9	41.2	40.7	40.3	38.7	38.3
26年度との差	0.0	0.3	0.1	-0.4	-1.6	-2.3	-2.8	-3.2	-4.8	-5.2
福祉職	37.9	37.0	37.6	38.3	38.6	38.3	38.5	39.1	38.2	38.6
26年度との差	0.0	-0.9	-0.3	0.4	0.7	0.4	0.6	1.2	0.3	0.7
大学教育職	-	-	-	-	-	-	54.3	55.3	56.8	57.4
26年度との差	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高校教育職	44.1	44.0	43.8	43.6	43.4	43.2	43.2	43.1	43.1	43.0
26年度との差	0.0	-0.1	-0.3	-0.5	-0.7	-0.9	-0.9	-1.0	-1.0	-1.1
中小教育職	44.1	44.0	43.8	43.1	42.7	42.3	42.0	41.7	41.5	41.2
26年度との差	0.0	-0.1	-0.3	-1.0	-1.4	-1.8	-2.1	-2.4	-2.6	-2.9
公安職	38.3	38.1	38.0	38.0	38.0	38.1	38.1	38.2	38.3	38.6
26年度との差	0.0	-0.2	-0.3	-0.3	-0.3	-0.2	-0.2	-0.1	0.0	0.3
任期付研究員	39.3	41.0	48.9	*	-	-	-	-	-	-
26年度との差	0.0	1.7	9.6	*	-	-	-	-	-	-
全職	42.7	42.6	42.5	41.9	41.8	41.6	41.5	41.4	41.3	41.3
26年度との差	0.0	-0.1	-0.2	-0.8	-0.9	-1.1	-1.2	-1.3	-1.4	-1.4

出典：職員給与実態調査

(注) 「*」は調査実人員が1人であることを示します。

「-」は調査実人員が0人であることを示します。

職員数推移



2 県職員採用試験・警察官採用試験の状況

(1) 県職員採用試験（大学卒業程度（全体））

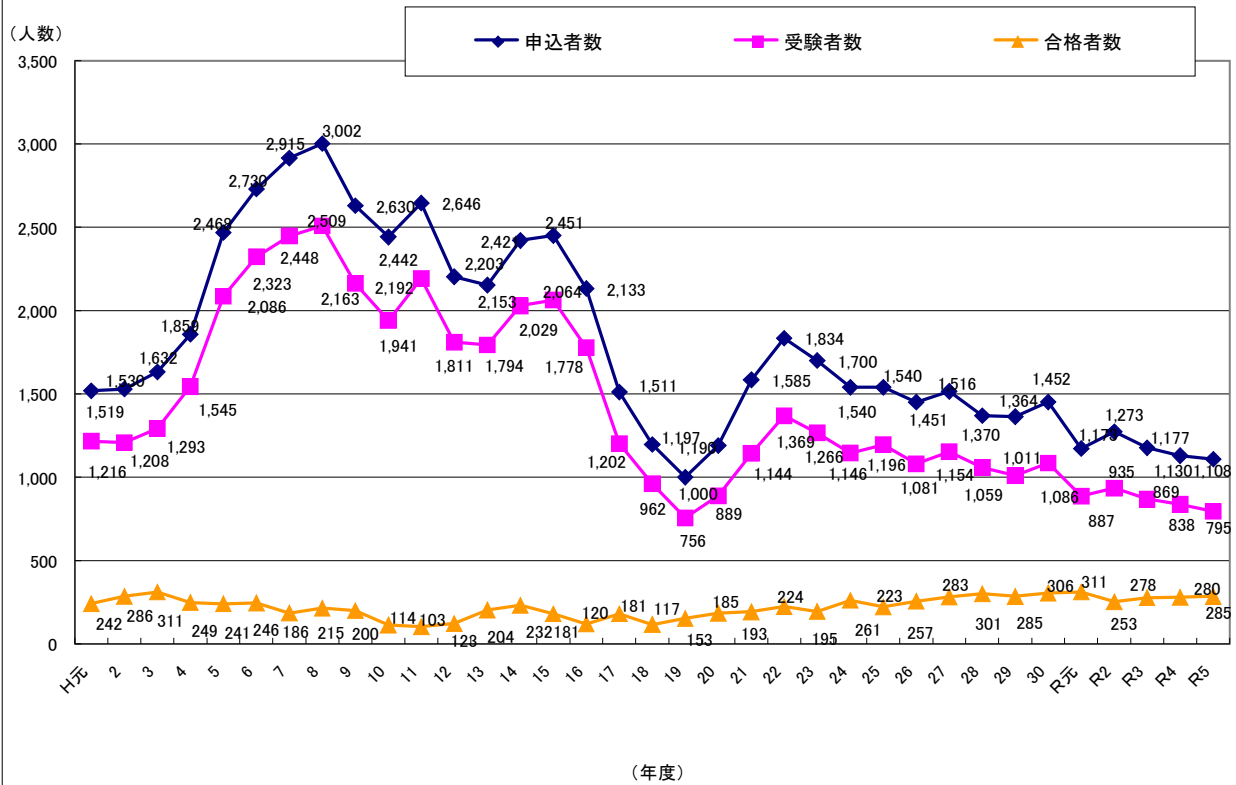
ア 実施状況

(単位：人、倍)

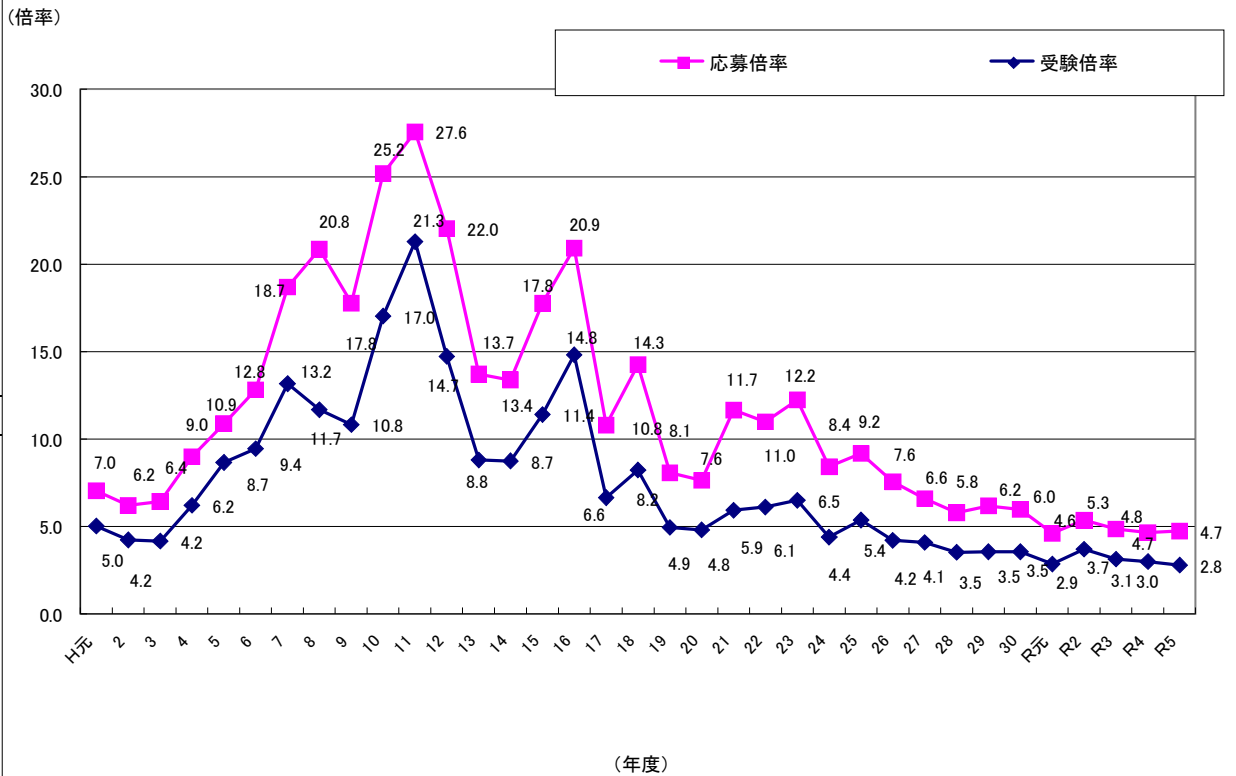
年度	公募数 A	申込者数 B	応募倍率 B/A	受験者数 C	合格者数 D	受験倍率 C/D	県内有効 求人倍率
H元	216	1,519 (374)	7.0	1,216 (296)	242 (41)	5.0	1.98
2	247	1,530 (413)	6.2	1,208 (322)	286 (83)	4.2	2.09
3	254	1,632 (466)	6.4	1,293 (358)	311 (84)	4.2	1.91
4	207	1,859 (572)	9.0	1,545 (478)	249 (63)	6.2	1.34
5	227	2,468 (789)	10.9	2,086 (660)	241 (56)	8.7	1.05
6	213	2,730 (982)	12.8	2,323 (815)	246 (70)	9.4	0.91
7	156	2,915 (1,013)	18.7	2,448 (859)	186 (47)	13.2	0.90
8	144	3,002 (1,075)	20.8	2,509 (892)	215 (73)	11.7	0.97
9	148	2,630 (939)	17.8	2,163 (770)	200 (45)	10.8	0.96
10	97	2,442 (951)	25.2	1,941 (738)	114 (31)	17.0	0.73
11	96	2,646 (1,063)	27.6	2,192 (870)	103 (40)	21.3	0.69
12	100	2,203 (876)	22.0	1,811 (712)	123 (58)	14.7	0.89
13	157	2,153 (870)	13.7	1,794 (636)	204 (78)	8.8	0.82
14	181	2,421 (933)	13.4	2,029 (784)	232 (94)	8.7	0.80
15	138	2,451 (967)	17.8	2,064 (802)	181 (68)	11.4	0.91
16	102	2,133 (815)	20.9	1,778 (684)	120 (55)	14.8	1.08
17	140	1,511 (613)	10.8	1,202 (505)	181 (81)	6.6	1.17
18	84	1,197 (478)	14.3	962 (371)	117 (54)	8.2	1.24
19	124	1,000 (408)	8.1	756 (301)	153 (75)	4.9	1.20
20	156	1,190 (471)	7.6	889 (338)	185 (89)	4.8	0.87
21	136	1,585 (674)	11.7	1,144 (478)	193 (90)	5.9	0.40
22	167	1,834 (712)	11.0	1,369 (525)	224 (85)	6.1	0.52
23	139	1,700 (620)	12.2	1,266 (448)	195 (73)	6.5	0.65
24	183	1,540 (493)	8.4	1,146 (369)	261 (92)	4.4	0.79
25	168	1,540 (568)	9.2	1,196 (450)	223 (99)	5.4	0.90
26	192	1,451 (499)	7.6	1,081 (374)	257 (109)	4.2	1.10
27	230	1,516 (536)	6.6	1,154 (422)	283 (126)	4.1	1.21
28	237	1,370 (504)	5.8	1,059 (388)	301 (132)	3.5	1.39
29	221	1,364 (527)	6.2	1,011 (387)	285 (140)	3.5	1.58
30	243	1,452 (526)	6.0	1,086 (385)	306 (118)	3.5	1.68
R元	255	1,173 (415)	4.6	887 (319)	311 (124)	2.9	1.48
R2	238	1,273 (464)	5.3	935 (336)	253 (109)	3.7	0.97
R3	243	1,177	4.8	869	278	3.1	1.16
R4	243	1,130	4.7	838	280	3.0	1.27
R5	234	1,108	4.7	795	285	2.8	1.20

(注) () 内は女性人数で全体の内数

イ 申込者数、受験者数及び合格者数の推移



ウ 応募倍率、受験倍率の推移



バブル景気

平成不況

いざなぎ景気

リーマンショック

東日本大震災

新型コロナウイルス感染拡大

(2) 県職員採用試験(大学卒業程度(行政))

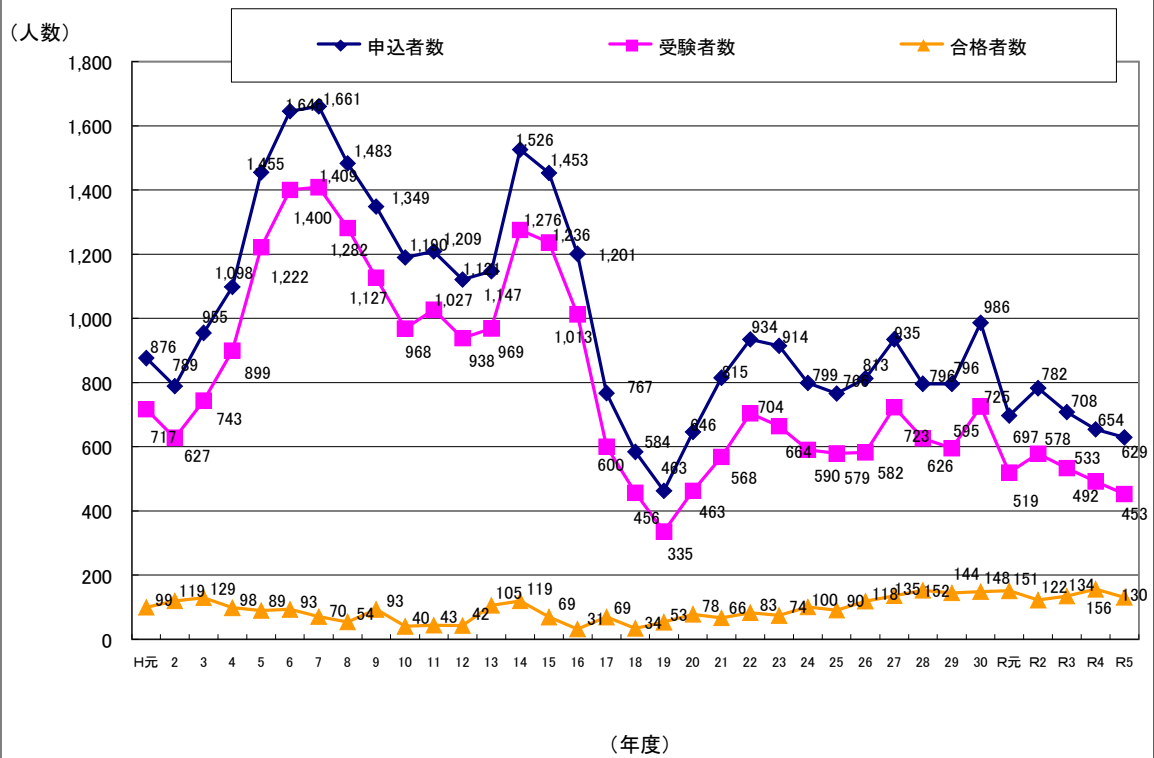
ア 実施状況

(単位:人、倍)

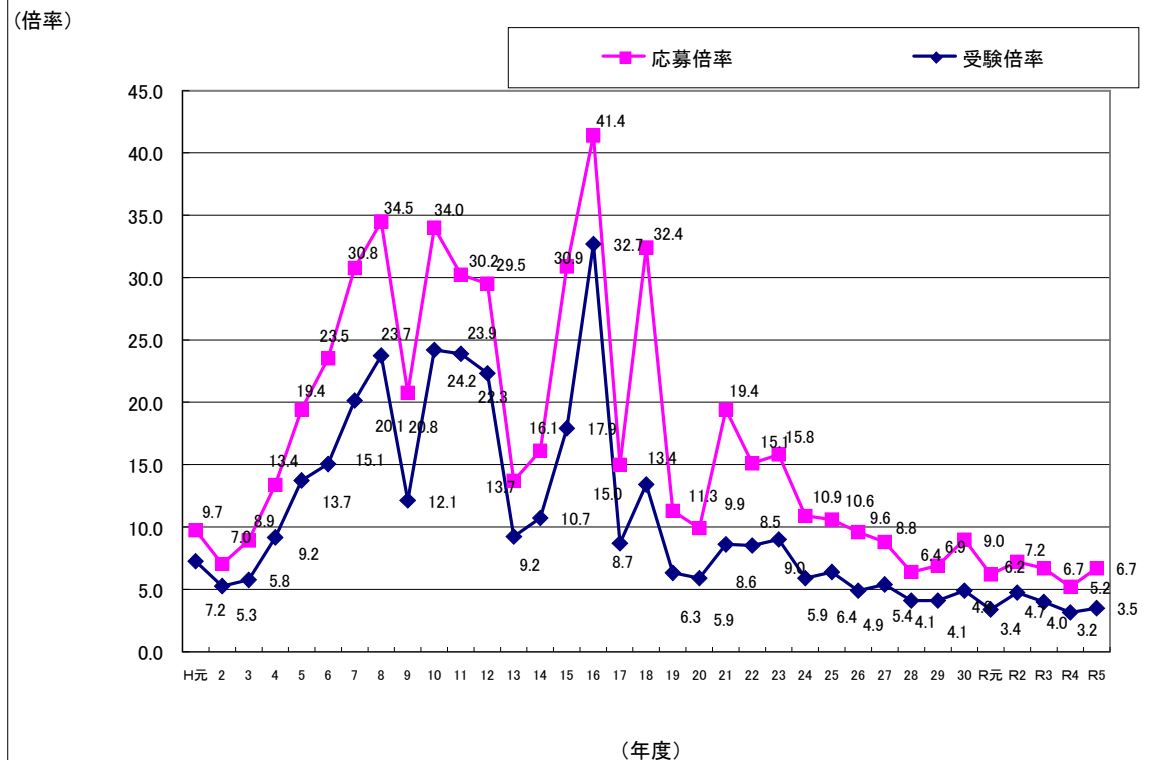
年度	区分	公募数 A	申込者数 B	応募倍率 B/A	受験者数 C	合格者数 D	受験倍率 C/D
H元	行政	90	876 (195)	9.7	717 (154)	99 (9)	7.2
2	行政	112	789 (205)	7.0	627 (153)	119 (34)	5.3
3	行政	107	955 (274)	8.9	743 (207)	129 (36)	5.8
4	行政	82	1,098 (341)	13.4	899 (285)	98 (21)	9.2
5	行政	75	1,455 (458)	19.4	1,222 (378)	89 (23)	13.7
6	行政	70	1,646 (590)	23.5	1,400 (487)	93 (26)	15.1
7	行政	54	1,661 (558)	30.8	1,409 (476)	70 (17)	20.1
8	行政	43	1,483 (478)	34.5	1,282 (407)	54 (17)	23.7
9	行政	65	1,349 (437)	20.8	1,127 (371)	93 (20)	12.1
10	行政	35	1,190 (405)	34.0	968 (321)	40 (8)	24.2
11	行政	40	1,209 (409)	30.2	1,027 (343)	43 (13)	23.9
12	行政	38	1,121 (366)	29.5	938 (305)	42 (15)	22.3
13	行政	65	1,147 (391)	13.7	969 (334)	86 (32)	9.2
	教育	19				19 (10)	
14	行政	80	1,526 (574)	16.1	1,276 (475)	103 (41)	10.7
	教育	15				16 (9)	
15	行政	40	1,453 (517)	30.9	1,236 (426)	61 (19)	17.9
	教育	7				8 (5)	
16	行政	23	1,201 (412)	41.4	1,013 (355)	25 (10)	32.7
	教育	6				6 (4)	
17	行政	50	767 (254)	15.0	600 (205)	68 (28)	8.7
	教育	1				1 (1)	
18	行政	18	584 (198)	32.4	456 (144)	23 (7)	13.4
	教育	0				11 -	
19	行政	36	463 (160)	11.3	335 (110)	47 (23)	6.3
	教育	5				6 (5)	
20	行政	55	646 (238)	9.9	463 (154)	68 (34)	5.9
	教育	10				10 (3)	
21	行政	30	815 (288)	19.4	568 (194)	54 (19)	8.6
	教育	12				12 (7)	
22	行政	52	934 (307)	15.1	704 (219)	70 (24)	8.5
	教育	10				13 (3)	
23	行政	45	914 (324)	15.8	664 (230)	58 (23)	9.0
	教育	13				16 (8)	
24	行政	60	799 (239)	10.9	590 (168)	85 (28)	5.9
	教育	13				15 (2)	
25	行政	60	766 (285)	10.6	579 (215)	75 (37)	6.4
	教育	12				15 (4)	
26	行政	70	813 (264)	9.6	582 (195)	103 (42)	4.9
	教育	15				15 (5)	
27	行政	80	635 (208)	6.6	504 (172)	100 (41)	4.3
	教育	16				16 (6)	
	総合型	10	300 (121)	30.0	219 (93)	19 (10)	11.5
28	従来型	85	535 (187)	6.3	428 (145)	112 (44)	3.8
	総合型	40	261 (102)	6.5	198 (80)	40 (22)	5.0
29	従来型	85	517 (174)	6.1	401 (134)	114 (52)	3.5
	総合型	30	279 (106)	9.3	194 (77)	30 (16)	6.5
30	従来型	70	469 (159)	6.7	388 (133)	100 (36)	3.9
	総合型	40	517 (181)	12.9	337 (115)	48 (13)	7.0
R元	I	73	404 (141)	5.5	316 (115)	106 (45)	3.0
	II	40	293 (78)	7.3	203 (53)	45 (12)	4.5
R2	I	71	408 (141)	5.7	318 (106)	81 (32)	3.9
	II	37	374 (129)	10.1	260 (86)	41 (17)	6.3
R3	I	69	429	6.2	325	94	3.5
	II	36	279	7.8	208	40	5.2
R4	I	85	376	4.4	290	111	2.6
	II	40	278	7.0	202	45	4.5
R5	I	65	374	5.8	285	94	3.0
	II	29	255	8.8	168	36	4.7

(注) ()内は女性人数で全体の内数

イ 申込者数、受験者数及び合格者数の推移



ウ 応募倍率、受験倍率の推移



バブル景気

平成不況

いざなぎ景気

リーマンショック

東日本大震災

新型コロナウイルス感染拡大

(3) 警察官採用試験

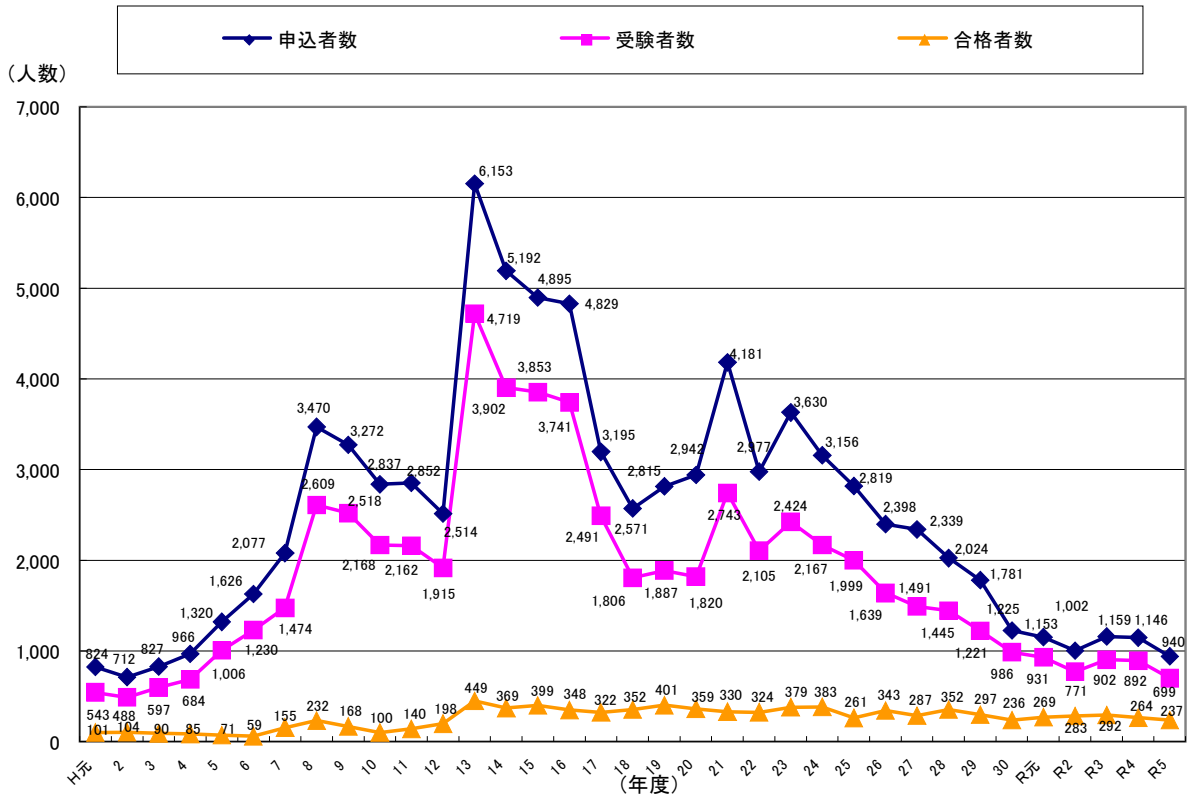
ア 実施状況

(単位：人、倍)

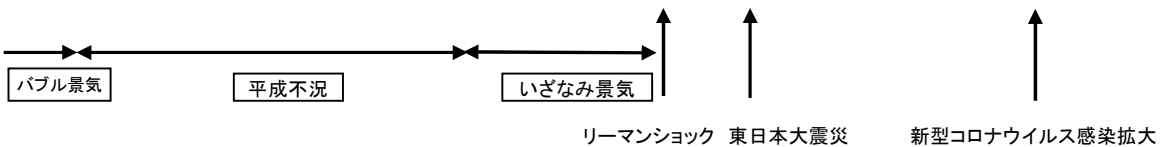
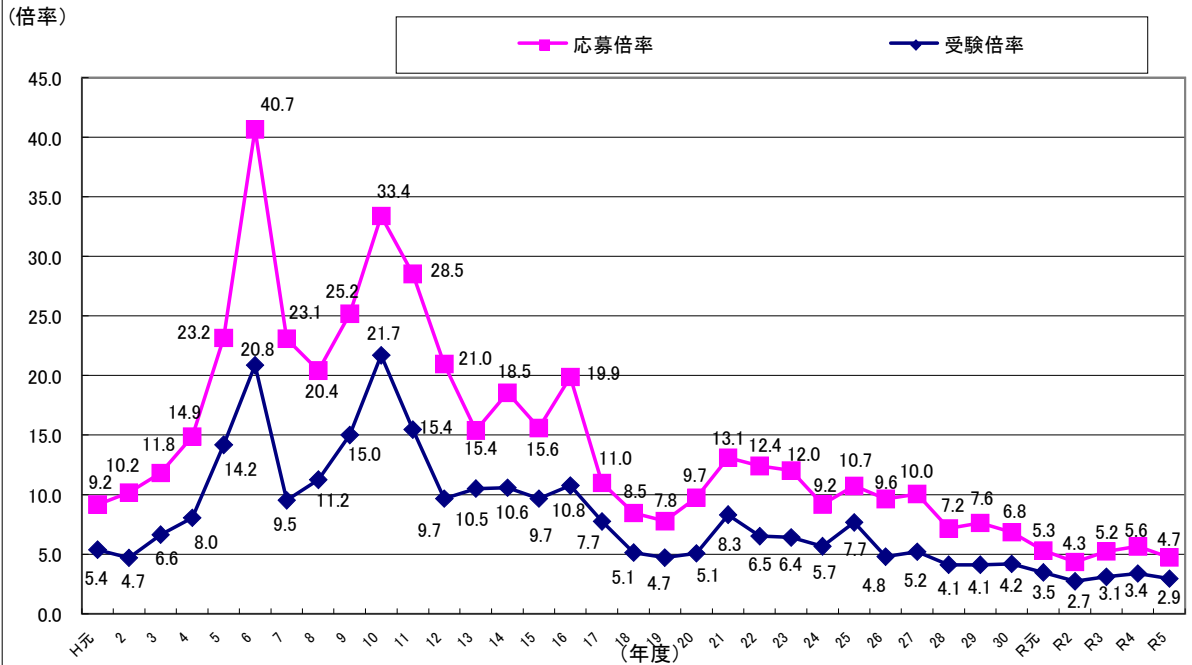
年度	公募数 A	申込者数 B	応募倍率 B/A	受験者数 C	合格者数 D	受験倍率 C/D
H元	90	824 (0)	9.2	543 (0)	101 (0)	5.4
2	70	712 (0)	10.2	488 (0)	104 (0)	4.7
3	70	827 (236)	11.8	597 (197)	90 (13)	6.6
4	65	966 (304)	14.9	684 (239)	85 (13)	8.0
5	57	1,320 (412)	23.2	1,006 (323)	71 (11)	14.2
6	40	1,626 (464)	40.7	1,230 (343)	59 (12)	20.8
7	90	2,077 (580)	23.1	1,474 (395)	155 (24)	9.5
8	170	3,470 (834)	20.4	2,609 (605)	232 (40)	11.2
9	130	3,272 (854)	25.2	2,518 (652)	168 (48)	15.0
10	85	2,837 (832)	33.4	2,168 (600)	100 (22)	21.7
11	100	2,852 (830)	28.5	2,162 (613)	140 (25)	15.4
12	120	2,514 (642)	21.0	1,915 (478)	198 (32)	9.7
13	400	6,153 (1,471)	15.4	4,719 (1,125)	449 (98)	10.5
14	280	5,192 (1,138)	18.5	3,902 (821)	369 (52)	10.6
15	314	4,895 (949)	15.6	3,853 (716)	399 (30)	9.7
16	243	4,829 (846)	19.9	3,741 (612)	348 (25)	10.8
17	291	3,195 (571)	11.0	2,491 (421)	322 (22)	7.7
18	304	2,571 (403)	8.5	1,806 (280)	352 (31)	5.1
19	362	2,815 (480)	7.8	1,887 (311)	401 (60)	4.7
20	302	2,942 (556)	9.7	1,820 (323)	359 (33)	5.1
21	319	4,181 (822)	13.1	2,743 (514)	330 (30)	8.3
22	240	2,977 (620)	12.4	2,105 (386)	324 (32)	6.5
23	302	3,630 (725)	12.0	2,424 (444)	379 (42)	6.4
24	344	3,156 (558)	9.2	2,167 (365)	383 (53)	5.7
25	263	2,819 (559)	10.7	1,999 (352)	261 (38)	7.7
26	249	2,398 (445)	9.6	1,639 (278)	343 (52)	4.8
27	233	2,339 (552)	10.0	1,491 (302)	287 (43)	5.2
28	283	2,024 (449)	7.2	1,445 (289)	352 (53)	4.1
29	234	1,781 (380)	7.6	1,221 (237)	297 (47)	4.1
30	179	1,225 (242)	6.8	986 (192)	236 (45)	4.2
R元	218	1,153 (277)	5.3	931 (232)	269 (42)	3.5
R2	231	1,002 (200)	4.3	771 (150)	283 (43)	2.7
R3	222	1,159 (293)	5.2	902 (231)	292 (47)	3.1
R4	203	1,146 (262)	5.6	892 (200)	264 (46)	3.4
R5	199	940 (225)	4.7	699 (173)	237 (53)	2.9

(注) () 内は女性人数で全体の内数

イ 申込者数、受験者数及び合格者数の推移



ウ 応募倍率、受験倍率の推移



3 職員の給与等に関する報告及び勧告の状況

(1) 人事委員会勧告公民較差の推移

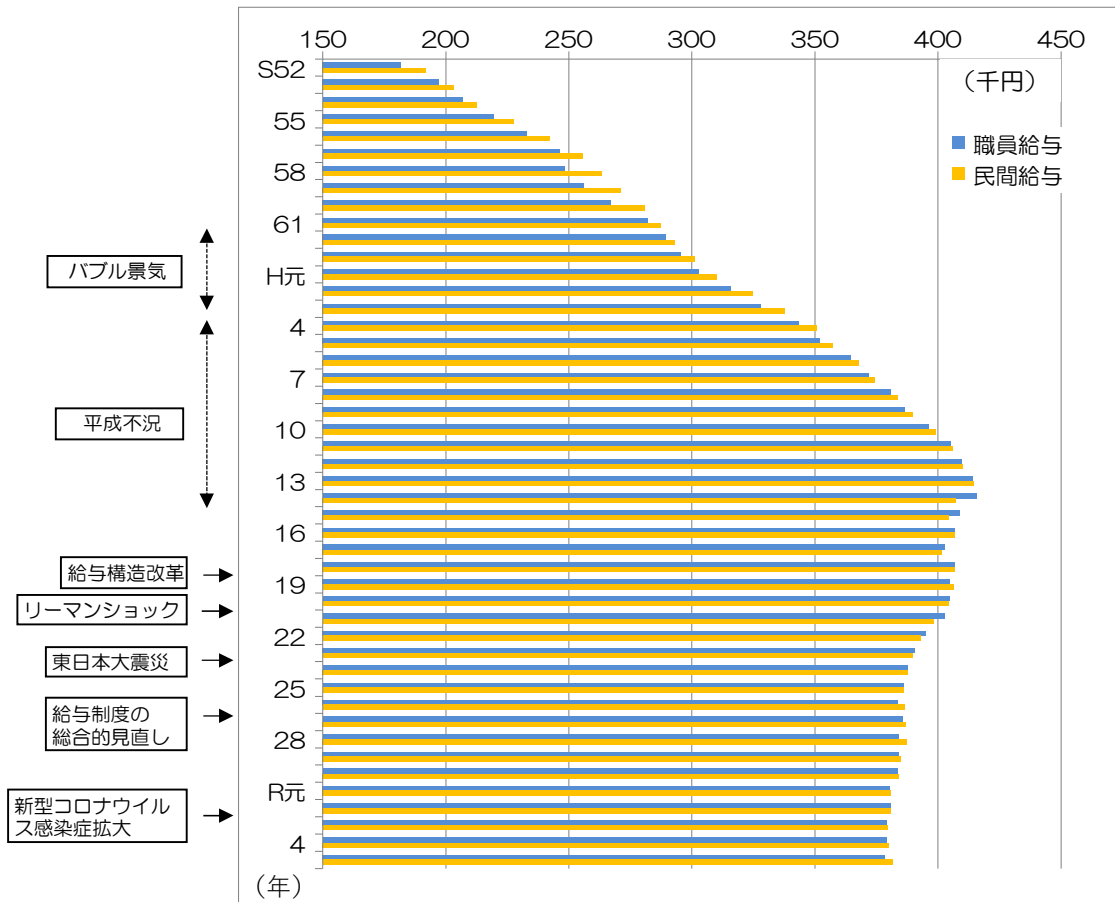
年	勧告日	職員給与	民間給与	公民較差		国の官民較差(参考)		給料表	期末手当	勤勉手当	計	対前年増減
				率(%)	金額(円)	率(%)	金額(円)					
SS2	52.10.11	182,002	191,931	6.9	12,549	5.66	10,010	○	3.9	1.1	5.0	
53	53.10.25	197,263	203,364	3.79	7,482	3.36	6,472	○	3.8	1.1	4.9	▲0.10
54	54.10.24	206,767	212,577	3.63	7,507	3.18	6,463	○	3.8	1.1	4.9	0.00
55	55.10.20	219,527	227,495	4.55	9,985	3.81	8,110	○	3.8	1.1	4.9	0.00
56	56.10.20	233,018	242,200	5.04	11,745	4.11	9,234	○	3.8	1.1	4.9	0.00
57	57.10.19	246,290	255,483	4.53	11,158	3.81	9,077	○	3.8	1.1	4.9	0.00
58	58.10.20	248,428	263,384	6.43	15,976	6.20	14,855	○	3.8	1.1	4.9	0.00
59	59.10.18	255,907	271,250	6.39	16,349	6.17	15,139	○	3.8	1.1	4.9	0.00
60	60.10.18	267,084	280,982	5.51	14,737	5.32	13,462	○	3.8	1.1	4.9	0.00
61	61.10.17	282,264	287,425	2.28	6,426	2.03	5,433	○	3.8	1.1	4.9	0.00
62	62.10.19	289,637	293,113	1.46	4,241	1.31	3,597	○	3.8	1.1	4.9	0.00
63	63.10.14	295,456	301,152	2.33	6,878	2.00	5,560	○	3.8	1.1	4.9	0.00
H元	1.10.13	302,788	310,169	3.08	9,319	2.55	7,280	○	3.9	1.2	5.1	0.20
2	2.10.19	315,649	324,477	3.66	11,552	2.94	8,680	○	4.15	1.2	5.35	0.25
3	3.10.14	328,124	337,768	3.68	12,062	3.05	9,327	○	4.25	1.2	5.45	0.10
4	4.10.13	343,140	350,830	2.83	9,694	2.35	7,526	○	4.25	1.2	5.45	0.00
5	5.10.13	351,917	357,023	1.88	6,609	1.59	5,250	○	4.1	1.2	5.3	▲0.15
6	6.10.12	364,315	367,927	1.17	4,257	1.03	3,485	○	4.0	1.2	5.2	▲0.10
7	7.10.11	371,634	374,463	0.88	3,260	0.80	2,788	○	4.0	1.2	5.2	0.00
8	8.10.11	380,682	383,657	0.91	3,466	0.84	2,977	○	4.0	1.2	5.2	0.00
9	9.10.9	386,520	389,615	0.97	3,740	0.91	3,287	○	4.05	1.2	5.25	0.05
10	10.10.9	396,232	398,861	0.73	2,879	0.72	2,642	○	4.05	1.2	5.25	0.00
11	11.10.8	404,967	405,984	0.25	1,025	0.28	1,062	○	3.75	1.2	4.95	▲0.30
12	12.10.10	409,773	410,167	0.10	394	0.12	457		3.6	1.15	4.75	▲0.20
13	13.10.4	414,195	414,496	0.07	310	0.08	311		3.55	1.15	4.7	▲0.05
14	14.10.4	415,654	407,192	▲2.04	▲8,462	▲2.02	▲7,801	▲	3.5	1.15	4.65	▲0.05
15	15.10.6	408,824	404,362	▲1.09	▲4,462	▲1.07	▲4,054	▲	3.0	1.4	4.4	▲0.25
16	16.10.4	406,884	406,865	▲0.005	▲19	0.01	39		3.0	1.4	4.4	0.00
17	17.10.3	402,745	401,464	▲0.32	▲1,281	▲0.36	▲1,389	▲	3.0	1.45	4.45	0.05
18	18.10.2	406,898	406,876	▲0.005	▲22	0.00	18		3.0	1.45	4.45	0.00
19	19.10.9	404,709	406,219	0.37	1,510	0.35	1,352	○	3.0	1.5	4.5	0.05
20	20.10.10	404,607	404,263	▲0.09	▲344	0.04	136		3.0	1.5	4.5	0.00
21	21.10.6	402,652	398,117	▲1.13	▲4,535	▲0.22	▲863	▲	2.75	1.4	4.15	▲0.35
22	22.10.6	395,128	392,763	▲0.6	▲2,365	▲0.19	▲757	▲	2.6	1.35	3.95	▲0.20
23	23.10.26	390,458	389,710	▲0.19	▲748	▲0.23	▲899	▲	2.6	1.35	3.95	0.00
24	24.10.19	387,580	387,649	0.02	69	▲0.07	▲273		2.6	1.35	3.95	0.00
25	25.10.17	385,856	385,908	0.01	52	0.02	76		2.6	1.35	3.95	0.00
26	26.10.17	383,630	386,410	0.72	2,780	0.27	1,090	○	2.6	1.5	4.1	0.15
27	27.10.15	385,503	387,008	0.39	1,505	0.36	1,469	○	2.6	1.6	4.2	0.10
28	28.10.13	383,881	387,255	0.88	3,374	0.17	708	○	2.6	1.7	4.3	0.10
29	29.10.12	384,035	384,896	0.22	861	0.15	631	○	2.6	1.8	4.4	0.10
30	30.10.11	383,511	384,147	0.17	636	0.16	655	○	2.6	1.85	4.45	0.05
R元	1.10.10	380,487	380,904	0.11	417	0.09	387	○	2.6	1.9	4.5	0.05
2	2.10.21特別給 2.11.9月例給	380,783	380,752	▲0.01	▲31	▲0.04	▲164		2.55	1.9	4.45	▲0.05
3	3.10.14	379,274	379,332	0.02	58	0.00	▲19		2.4	1.9	4.3	▲0.15
4	4.10.14	379,174	379,946	0.20	772	0.23	921	○	2.4	2.0	4.4	0.10
5	5.10.13	378,305	381,474	0.84	3,169	0.96	3,869	○	2.45	2.05	4.5	0.10

(注) 1 現行のラスパイレ方式による給与勧告制度は昭和35年から実施。

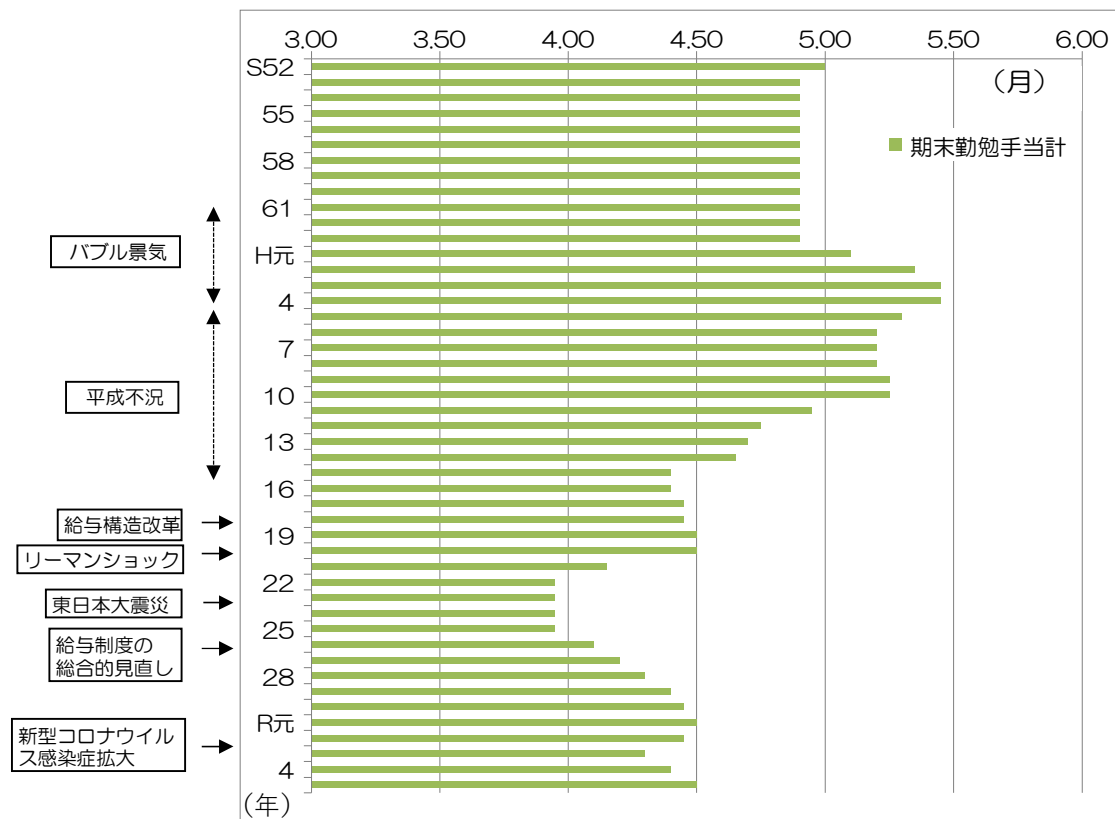
2 昭和63年から平成13年までについては民間給与の遡及改定分が含まれているため、職員給与と民間給与の差が公民較差と一致しません。

3 給料表の○は増額改定、▲は減額改定。

職員給与及び民間給与の推移



期末勤勉手当の支給月数の推移



(2) 令和5年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要 (令和5年10月13日公表資料)

I 報告及び勧告

- 1 報告及び勧告日 令和5年10月13日(金)
- 2 本年の給与勧告のポイント

(月例給、ボーナスともに引上げ)

- ・ 民間給与との較差(0.84%)を解消するため、給料月額を引上げ
- ・ 民間の支給割合との均衡を考慮し、ボーナスを引上げ(0.10月分)

II 給与について

1 公民の較差に基づく給与改定

(1) 民間給与との比較

調査対象 444 事業所中、382 事業所の約1万6千人の個人別給与を調査
(調査対象：県内に所在する企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の企業)

ア 月例給

公民の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢及び学歴の
同じ者同士を比較

(民間給与との較差)

民間給与	職員給与	較差
381,474 円	378,305 円	3,169 円 (0.84%)

(注) 行政職
平均年齢 42.4 歳

イ 特別給(ボーナス)

民間の支給割合 4.50 月(職員の支給月数 4.40 月)

(2) 給与の改定

ア 月例給

(ア) 給料表

a 行政職給料表

人事院勧告における国家公務員の俸給表の改定を考慮して改定
大卒程度試験に係る初任給を10,700円、高卒程度試験に係る初任給を12,000円引上げ
若年層に重点を置き、全ての級・号給の給料月額を引上げ改定

b その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に改定

(イ) 医師・歯科医師に対する初任給調整手当

医療職給料表(1)の改定を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、引上げ改定

イ 特別給(ボーナス)

民間の支給状況等を踏まえ、年間4.40月から4.50月に引き上げ、期末・勤勉手当に均等に配分
(一般職員の場合の支給月数)

	6 月期	12 月期	年 間
5年度 期末手当	1.20 月(支給済み)	1.25 月(現行 1.20 月)	4.50 月
勤勉手当	1.00 月(支給済み)	1.05 月(現行 1.00 月)	
6年度 期末手当	1.225 月	1.225 月	4.50 月
以降 勤勉手当	1.025 月	1.025 月	

[実施時期]

- ・ 月例給(給料表等)：令和5年4月1日
- ・ 特別給(ボーナス)：令和5年12月1日

2 その他の給与改定

(1) 獣医師に対する初任給調整手当の新設

本県における獣医師の採用が困難な状況や、他団体における獣医師に対する初任給調整手当の支給状況を踏まえ、令和6年度から獣医師に対する初任給調整手当を新設。月額30,000円を超えない範囲内の額を、採用日から15年以内の期間において支給

(2) 通勤手当

通勤手当の支給限度額（月額75,000円）を超えて通勤費用を負担している職員が増加している状況や、県内交通機関の運賃値上げの状況等を総合的に勘案し、令和6年度から通勤手当の支給限度額を月額80,000円に引上げ

(3) 在宅勤務等手当の新設等（報告）

人事院は、在宅勤務等手当の新設及び通勤手当の調整について、令和6年度からの実施を勧告。法改正により、地方公務員に係る在宅勤務等手当が新設された場合は、本県も、国に準じて、在宅勤務等手当の新設及び通勤手当の調整を行うことが適当

3 会計年度任用職員の給与改定等

会計年度任用職員の給与改定は、国通知を踏まえ、常勤職員の給与改定に準じて改定することを基本とし、本県の実情を考慮して、任命権者が適当と認める日から実施。また、勤勉手当の新設は、国通知を踏まえ、常勤職員の勤勉手当に準ずることを基本とし、令和6年度から実施

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等（給与制度のアップデート）

人事院は、令和6年に向けて給与上の措置を検討する事項について報告した。本県も、国と同様に、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等を進めていく必要があることから、国等の状況を注視しつつ、令和6年に向けて給与上の措置について検討していく。

Ⅲ 職員の勤務条件等に関する諸課題及び対応について

本委員会は、任命権者ととともに、職員採用試験の改善、給与等の勤務条件の改善、長時間労働の是正、多様な働き方の実現、職員の心身の健康の保持・増進などの諸課題に総合的に取り組むことにより、有為な人材の確保や職員の勤務条件・職場環境の改善を図っていく。

1 人材の確保

民間との人材獲得競争が激化する中、行政を担う人材を安定的に確保するため、多様な人材が応募できるよう試験制度を改善するとともに、就業希望者の目線に立って、県職員の仕事の魅力等に関する情報発信・広報活動等の取組を進めることが重要である。受験者の増加を図るため、本委員会は、確保が困難な専門職種における試験の時期・内容の見直しや応募手続のオンライン化など受験しやすい体制を構築していく。また、職員と就業希望者との対話を重視した広報活動等の取組を拡充することにより、人材の確保を図っていく。

2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

(1) 過度な時間外労働の是正

令和4年度に、時間外勤務時間の上限の特例である月100時間等を超えた職員は569人で、3年度より大幅に増加した。時間外勤務を縮減するため、任命権者には、業務の効率化や優良な改善事例の横展開、業務量に応じた柔軟な人員配置や人員の確保、業務分担の平準化などの対策を講ずることを求める。管理監督職には、適切なマネジメントを行うことを求める。

(2) 教職員の多忙化の解消

県立学校において、時間外在校等時間の上限の特例である月100時間等を超えた教育職員の割合は22.5%、小学校・中学校において、上限の原則である月45時間を超えた教育職員の割合は小学校35.2%、中学校50.7%であった。時間外在校等時間を縮減するため、県教育委員会は、市町教育委員会と連携して、教職員の確保、業務分担の平準化、優良な改善事例の横展開、部活動指導員の配置などの対策を講ずる必要がある。校長等は、教職員の状況に応じて改善策を講ずる必要がある。

(3) 子育て支援及び介護支援等の充実

任命権者には、子育て等を行う職員に対する支援体制の充実や制度の利用促進を図ることを求める。特に、男性職員の育児休業等の取得率を高める取組を総合的に進める必要がある。管理職には、制度を利用しやすい職場づくりに努めることを求める。

(4) 多様な働き方の実現

任命権者には、多様な働き方を可能とする制度の拡充・活用を進めることを求める。在宅勤務の利用要件の緩和や、フレックスタイム制及び勤務間インターバル制の導入可能性等について、具体的な検討を進める必要がある。

3 職員の心身の健康の保持・増進

(1) 心の健康づくりの推進

精神疾患による長期療養者は6年連続で増加し深刻な状況が続いている。任命権者及び管理職には、高ストレス者に対する早期ケアや職場環境の改善等に取り組むことを求める。加えて、長期療養者に対して、療養中のケアや職場復帰支援等を行う必要がある。

(2) ハラスメント防止対策の推進

パワー・ハラスメントの相談件数は3年連続で増加している。任命権者及び管理職には、各種ハラスメントの根絶に取り組むことを求める。加えて、相談事案に応じて、速やかに必要な措置等を講ずることにより、事態の改善を図ることを求める。

4 障害者雇用等に関する取組

県教育委員会には、速やかに法定雇用率を達成させることを求める。また、任命権者には、障害のある職員への支援や所属職員に対する研修の充実等により、障害のある職員が長く定着し活躍できる職場づくりに取り組むことを求める。

5 公務に対する信頼の確保

職員の懲戒処分事案が相次いで発生している。任命権者及び管理職には、職員に対して、コンプライアンスの徹底等を図り、県政に対する県民の信頼を確保することを求める。

(3) 令和5年人事委員会勧告の状況（都道府県別）

都道府県	R5公民給与				R5公民較差		R5給料表 の改定	賞与の改定		
	職員給与 順位	職員給与 (円)	民間給与 順位	民間給与 (円)	較差 (円)	較差 (%)		給料表	改定前	改定後
北海道	16	368,727	16	372,391	3,664	0.99	引上げ	4.40	4.50	0.10
青森県	46	344,041	46	347,948	3,907	1.14	引上げ	4.30	4.40	0.10
岩手県	43	347,618	42	351,454	3,836	1.10	引上げ	4.40	4.50	0.10
宮城県	28	361,168	29	364,924	3,756	1.04	引上げ	4.40	4.50	0.10
秋田県	22	364,865	22	368,659	3,794	1.04	引上げ	4.30	4.45	0.15
山形県	27	361,760	28	365,024	3,264	0.90	引上げ	4.35	4.45	0.10
福島県	19	367,099	19	370,333	3,234	0.88	引上げ	4.35	4.45	0.10
茨城県	9	374,214	9	377,591	3,377	0.90	引上げ	4.40	4.50	0.10
栃木県	26	361,943	27	365,112	3,169	0.88	引上げ	4.40	4.50	0.10
群馬県	17	368,270	18	371,202	2,932	0.80	引上げ	4.40	4.50	0.10
埼玉県	7	377,720	7	381,268	3,548	0.94	引上げ	4.40	4.50	0.10
千葉県	29	361,020	26	365,330	4,310	1.19	引上げ	4.40	4.50	0.10
東京都	1	406,313	1	409,882	3,569	0.88	引上げ	4.55	4.65	0.10
神奈川県	2	386,804	2	390,590	3,786	0.98	引上げ	4.40	4.50	0.10
新潟県	10	373,243	11	376,023	2,780	0.74	引上げ	4.40	4.50	0.10
富山県	34	358,819	32	362,465	3,646	1.02	引上げ	4.40	4.50	0.10
石川県	31	359,865	31	363,268	3,403	0.95	引上げ	4.40	4.50	0.10
福井県	36	356,071	36	359,220	3,149	0.88	引上げ	4.40	4.50	0.10
山梨県	14	370,898	14	374,258	3,360	0.91	引上げ	4.40	4.50	0.10
長野県	12	372,868	12	375,748	2,880	0.77	引上げ	4.40	4.50	0.10
岐阜県	18	368,059	17	371,590	3,531	0.96	引上げ	4.40	4.50	0.10
静岡県	5	378,305	6	381,474	3,169	0.84	引上げ	4.40	4.50	0.10
愛知県	6	378,259	5	382,247	3,988	1.05	引上げ	4.40	4.50	0.10
三重県	4	380,685	4	383,550	2,865	0.75	引上げ	4.40	4.50	0.10
滋賀県	11	372,899	10	376,545	3,646	0.98	引上げ	4.40	4.50	0.10
京都府	21	366,122	20	370,256	4,134	1.13	引上げ	4.40	4.50	0.10
大阪府	13	371,215	13	375,706	4,491	1.21	引上げ	4.40	4.50	0.10
兵庫県	3	384,335	3	387,989	3,654	0.95	引上げ	4.40	4.50	0.10
奈良県	24	362,644	24	366,366	3,722	1.03	引上げ	4.35	4.50	0.15

都道府県	R5公民給与				R5公民較差		R5給料表 の改定 給料表	賞与の改定		
	職員給与 順位	職員給与 (円)	民間給与 順位	民間給与 (円)	較差 (円)	較差 (%)		改定前	改定後	改定月数
和歌山県	20	366,835	21	370,197	3,362	0.92	引上げ	4.40	4.50	0.10
鳥取県	44	345,428	45	348,424	2,996	0.87	引上げ	4.10	4.20	0.10
島根県	39	350,571	39	354,189	3,618	1.03	引上げ	4.15	4.30	0.15
岡山県	15	369,926	15	372,708	2,782	0.75	引上げ	4.40	4.50	0.10
広島県	8	377,422	8	381,133	3,711	0.98	引上げ	4.40	4.50	0.10
山口県	35	357,257	35	361,023	3,766	1.05	引上げ	4.40	4.50	0.10
徳島県	33	359,027	34	362,231	3,204	0.89	引上げ	4.40	4.50	0.10
香川県	30	360,942	30	363,998	3,056	0.85	引上げ	4.40	4.50	0.10
愛媛県	38	351,166	38	354,965	3,799	1.08	引上げ	4.40	4.50	0.10
高知県	47	330,514	47	334,441	3,927	1.19	引上げ	4.20	4.35	0.15
福岡県	23	364,055	23	368,011	3,956	1.09	引上げ	4.40	4.50	0.10
佐賀県	45	345,201	44	348,946	3,745	1.08	引上げ	4.40	4.50	0.10
長崎県	25	362,338	25	365,941	3,603	0.99	引上げ	4.40	4.50	0.10
熊本県	32	359,076	33	362,238	3,162	0.88	引上げ	4.40	4.50	0.10
大分県	40	350,222	40	354,136	3,914	1.12	引上げ	4.40	4.50	0.10
宮崎県	42	347,677	43	351,205	3,528	1.01	引上げ	4.40	4.50	0.10
鹿児島県	37	354,014	37	357,635	3,621	1.02	引上げ	4.40	4.50	0.10
沖縄県	41	349,255	41	352,595	3,340	0.96	引上げ	4.40	4.50	0.10
国	—	404,015	—	407,884	3,869	0.96	引上げ	4.40	4.50	0.10

(4) 令和5年人事委員会勧告の状況（政令市、和歌山市、特別区）

政令市等	R5公民給与				R5公民較差		R5給料表 の改定 給料表	賞与の改定		
	職員給与 順位	職員給与 (円)	民間給与 順位	民間給与 (円)	較差 (円)	較差 (%)		改定前	改定後	改定月数
札幌市	22	350,668	22	354,158	3,490	1.00	引上げ	4.40	4.50	0.10
仙台市	19	370,856	19	373,698	2,842	0.77	引上げ	4.40	4.50	0.10
さいたま市	3	401,137	3	404,821	3,684	0.92	引上げ	4.40	4.50	0.10
千葉市	2	401,524	2	405,243	3,719	0.93	引上げ	4.40	4.50	0.10
横浜市	11	386,578	11	390,605	4,027	1.04	引上げ	4.40	4.50	0.10
川崎市	1	411,332	1	415,329	3,997	0.97	引上げ	4.40	4.50	0.10
相模原市	14	374,492	14	378,101	3,609	0.96	引上げ	4.40	4.50	0.10
新潟市	20	368,753	20	370,812	2,059	0.56	引上げ	4.40	4.50	0.10
静岡市	16	373,272	16	377,044	3,772	1.01	引上げ	4.40	4.50	0.10
浜松市	18	370,932	18	373,881	2,949	0.80	引上げ	4.40	4.50	0.10
名古屋市	10	386,945	10	391,047	4,102	1.06	引上げ	4.40	4.50	0.10
京都市	6	394,961	6	398,731	3,770	0.95	引上げ	4.40	4.50	0.10
大阪市	5	396,309	5	400,091	3,782	0.95	引上げ	4.40	4.50	0.10
堺市	9	390,293	9	394,218	3,925	1.01	引上げ	4.40	4.50	0.10
神戸市	4	399,066	4	402,760	3,694	0.93	引上げ	4.40	4.50	0.10
岡山市	8	390,754	8	394,413	3,659	0.94	引上げ	4.40	4.50	0.10
広島市	15	374,181	15	377,600	3,419	0.91	引上げ	4.40	4.50	0.10
北九州市	7	394,787	7	398,457	3,670	0.93	引上げ	4.40	4.50	0.10
福岡市	12	379,700	13	382,888	3,188	0.84	引上げ	4.40	4.50	0.10
熊本市	21	354,894	21	358,328	3,434	0.97	引上げ	4.40	4.50	0.10
和歌山市	17	372,027	17	375,894	3,867	1.04	引上げ	4.40	4.50	0.10
特別区	13	379,462	12	383,184	3,722	0.98	引上げ	4.55	4.65	0.10
国	—	404,015	—	407,884	3,869	0.96	引上げ	4.40	4.50	0.10

(5) 過去における「勤務条件等に関する諸課題」の報告項目

年度	項 目	委員名
H18	1 時間外勤務の縮減及び職員の健康管理 時間外縮減、メンタルヘルス対策、生活習慣病の予防 2 男女が共同して働きやすい職場環境づくり 3 育児のための短時間勤務制度等及び自己啓発等休業制度 育児・介護のための短時間勤務制度、自己啓発等休業制度の検討 4 職員の能力開発及び育成	井口 賢明 川口 正俊 内山 博之
H19	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 派遣研修の充実、自己啓発休業制度の整備・活用 2 勤務時間の見直し 3 時間外勤務の縮減 4 心の健康管理 メンタルヘルス対策 5 男女が共同して働きやすい職場環境づくり 6 新たな人事評価制度の導入	井口 賢明 澤田 茂夫 内山 博之
H20	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 2 時間外勤務の縮減 3 心の健康管理（メンタルヘルス対策） 4 男女が共に働きやすい職場環境づくり 育児短時間勤務制度を利用した環境づくり 5 コンプライアンスの徹底	井口 賢明 澤田 茂夫 寺田 一彦
H21	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (1) 育児休業、看護又は介護のための休暇制度の充実 (2) 時間外勤務の縮減 (3) 心の健康管理（メンタルヘルス対策） 2 職員の士気高揚と公務員倫理の徹底 (1) 活気あふれる職場環境づくり (2) コンプライアンス（法令遵守）の徹底 3 臨時及び非常勤の職員の処遇 勤務条件、任用のあり方研究、臨時的任用教育職員のあり方	寺田 一彦 澤田 茂夫 小川 良昭
H22	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 育児休業、時間外縮減 2 職員の健康管理 メンタルヘルス対策、病休制度見直し 3 非常勤職員の処遇 非常勤の育児休業導入	寺田 一彦 澤田 茂夫 小川 良昭

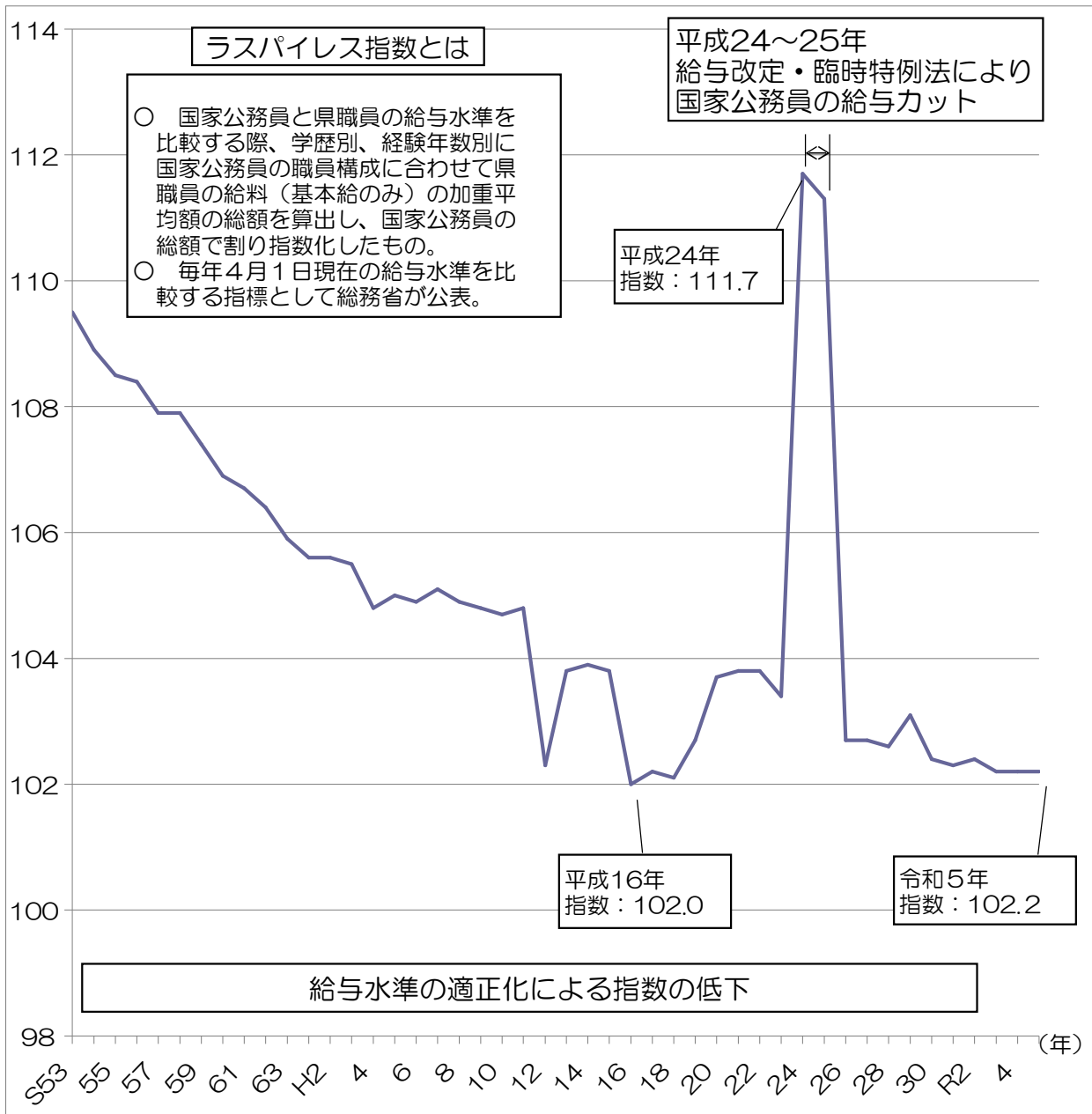
年度	項目	委員名
H23	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 育児休業、時間外縮減、教員多忙化 2 メンタルヘルス対策 パワハラ・セクハラの防止 3 定年延長に向けた制度の見直し	寺田 一彦 澤田 茂夫 小川 良昭
H24	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 子育て支援、時間外縮減、教員多忙化 2 メンタルヘルス対策 パワハラ・セクハラの防止 3 高齢期における職員の雇用問題	小川 良昭 澤田 茂夫 岸田 勝彦
H25	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (1) 子育て支援及び介護支援 (2) 時間外勤務の縮減 (3) 教育職員の多忙化の解消 (4) 配偶者帯同休業制度 2 メンタルヘルス対策 3 雇用と年金の接続 4 公務員制度改革 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 池谷 亨士 岸田 勝彦
H26	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (1) 子育て支援及び介護支援 (2) 過度な時間外勤務の解消 (3) 教育職員の多忙化の解消 2 メンタルヘルス対策 3 雇用と年金の接続 (1) 雇用と年金の接続の在り方 (2) 再任用職員の給与 4 公務員制度改革 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 池谷 亨士 岸田 勝彦
H27	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (1) 子育て支援及び介護支援 (2) 過度な時間外勤務の解消 (3) 教職員の多忙化の解消 (4) 柔軟で多様な働き方と働きやすい職場環境づくり 2 メンタルヘルス対策 3 雇用と年金の接続 4 公務員制度改革 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 池谷 亨士 岸田 勝彦

年度	項 目	委員名
H28	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援の充実 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) メンタルヘルス対策 (2) ハラスメント対策 3 雇用と年金の接続 4 人事評価制度の整備 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 池谷 亨士 岸田 勝彦
H29	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援の充実 2 職員の心身の健康の保持・増進 3 雇用と年金の接続 4 人事評価制度の整備 5 臨時・非常勤職員に係る法改正への対応 6 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 白井 満 岸田 勝彦
H30	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進 (2) ハラスメント防止対策の推進 3 定年の引上げ 4 人事評価制度の整備 5 臨時・非常勤職員の勤務条件の改善 6 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 白井 満 岸田 勝彦
R元	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進 (2) ハラスメント防止対策の推進 3 定年の引上げ 4 能力・実績に基づく人事管理の推進 5 会計年度任用職員制度の円滑導入 6 障害者雇用に関する取組 7 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 白井 満 岡部比呂男

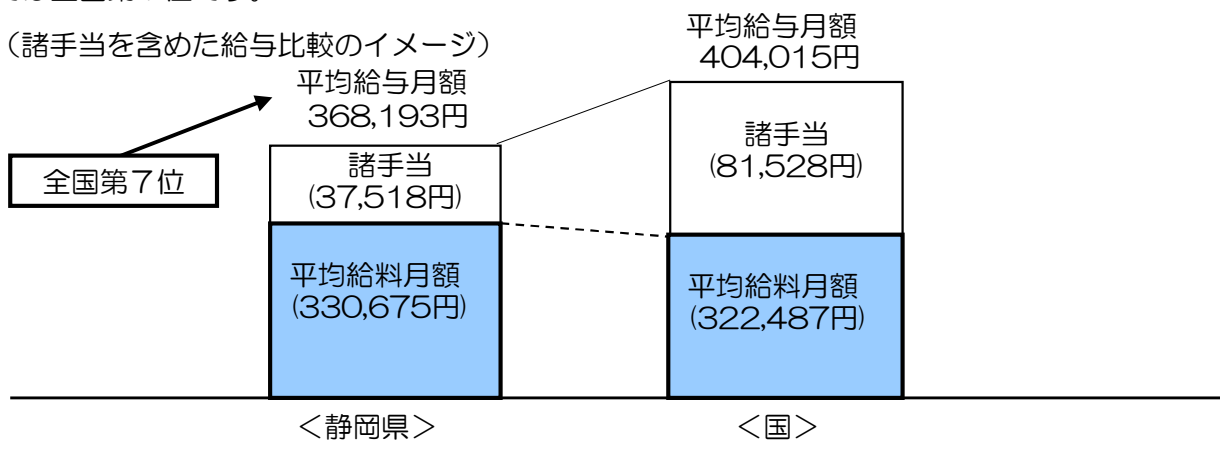
年度	項 目	委員名
R2	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進 (2) ハラスメント防止対策の推進 3 定年の引上げ 4 能力・実績に基づく人事管理の推進 5 障害者雇用に関する取組 6 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 白井 満 岡部比呂男
R3	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 (4) 多様な働き方の実現 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進 (2) ハラスメント防止対策の推進 3 能力・実績に基づく人事管理の推進 4 人材の確保 5 障害者雇用等に関する取組 6 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 佐藤 典生 岡部比呂男
R4	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 (4) 多様な働き方の実現 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進 (2) ハラスメント防止対策の推進 3 人材の確保 4 障害者雇用等に関する取組 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 佐藤 典生 岡部比呂男
R5	1 人材の確保 2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 (4) 多様な働き方の実現 3 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進 (2) ハラスメント防止対策の推進 4 障害者雇用等に関する取組 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 佐藤 典生 岡部比呂男

4 ラスパイレス指数の推移

(1) 本県のラスパイレス指数推移



国家公務員と地方公務員の基本給である平均給料月額により算出した令和5年のラスパイレス指数は、国を100.0とした場合に102.2と全国第1位となっていますが、平均給与月額については全国第7位です。

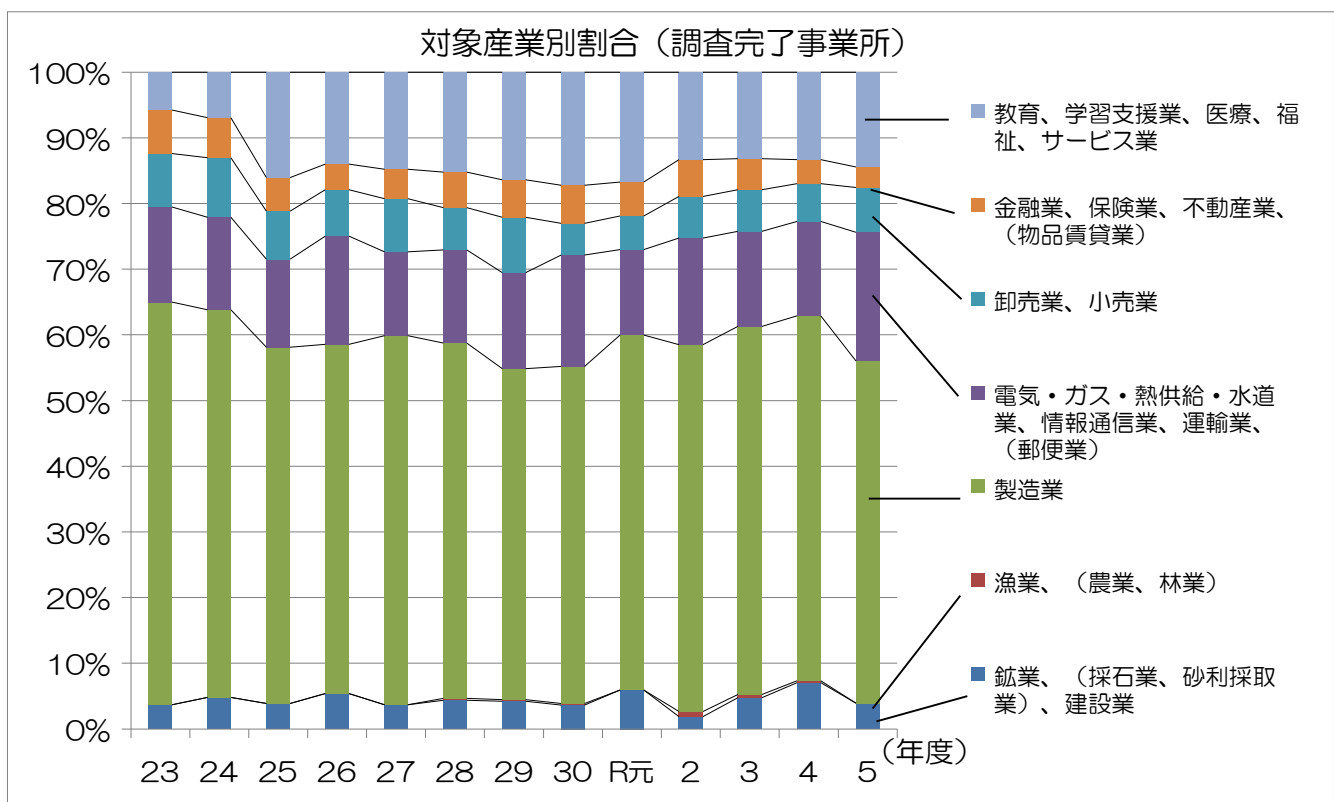


5 職種別民間給与実態調査標本事業所数の推移

(単位：事業所)

	静岡県	静岡市	浜松市	合計	前年度からの増減の要因
23年度	200	113	105	418	母集団事業所の減少
24年度	203	113	105	421	母集団事業所の増加
25年度	221	130	117	468	対象産業の拡大により増加
26年度	220	128	117	465	母集団事業所の減少
27年度	211	132	117	460	母集団事業所の減少
28年度	206	121	117	444	母集団事業所の減少
29年度	222	127	117	466	母集団事業所の増加
30年度	224	125	118	467	母集団事業所の増加
R元年度	223	127	121	471	母集団事業所の増加
2年度	210	119	120	449	新型コロナウイルス感染症に対処している医療現場の厳しい環境に鑑み、医療層（病院等）を調査対象から除外
3年度	210	116	118	444	母集団事業所の減少
4年度	213	116	118	447	母集団事業所の増加
5年度	213	116	115	444	母集団事業所の減少

(注) 標本事業所は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所（母集団事業所）から無作為に抽出された、訪問調査の対象となる事業所。



(注) ()内は平成20年度から追加された産業。ただし、農業、林業及びサービス業の一部については平成25年度から追加。

6 勤務条件に関する措置要求の推移

年度	判定件数						取下げ
		棄却	却下 (判定)	却下 (決定)	一部棄却・ 一部却下・ 一部認容	認容	
H26	1			1			1
27							
28							
29							
30							
R元							
2							
3	2			2			
4	1			1			
5	4			4			1
計	8	0	0	8	0	0	2

7 不利益処分に関する審査請求の推移

年度	裁決件数						取下げ
		棄却	却下	一部承認・ 一部却下	処分取消	処分修正	
H26							
27							
28	1					1	1
29							
30							1
R元	1	1					
2	1	1					
3	1					1	1
4	2	2					
5	1	1					
計	7	5	0	0	0	2	3

8 苦情相談の受付処理状況

相談区分	任命権者		教育委員会		警察本部長		委託団体		計	
	受付	相談終了	受付	相談終了	受付	相談終了	受付	相談終了	受付	相談終了
令和元年度	(件)									
任用関係	1	1					3	3	4	4
給与関係	1				1	1		1	2	2
勤務条件	2	2	2	2	3	3	3	3	10	10
懲戒分限	1	1	1	1					2	2
パワハラ	1	1	2	3	4	4	1	1	8	9
セクハラ										
いじめ等	2	2	4	4	2	2	2	1	10	9
その他	5	5	4	4					9	9
計	13	12	13	14	10	10	9	9	45	45
令和2年度	(件)									
任用関係	4	4	2	2	2	2			8	8
給与関係	1	2	1	1					2	3
勤務条件	9	9	8	8	3	3	2	2	22	22
懲戒分限							1	1	1	1
パワハラ	1		2	2	8	8	3	3	14	13
セクハラ	1	1							1	1
いじめ等	2	2						1	2	3
その他	4	4	2	2	2	2			8	8
計	22	22	15	15	15	15	6	7	58	59
令和3年度	(件)									
任用関係	4	4	1	1	0	0	3	3	8	8
給与関係	1	1	1	1	0	0	1	1	3	3
勤務条件	2	2	4	4	3	3	3	3	12	12
懲戒分限	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
セクハラ	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
マタハラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パワハラ	4	5	5	5	2	2	3	3	14	15
いじめ等	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2
その他	3	3	1	1	1	1	0	0	5	5
計	17	18	12	12	6	6	10	10	45	46
令和4年度	(件)									
任用関係	1	1	2	2	0	0	2	2	5	5
給与関係	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
勤務条件	6	6	6	6	1	1	4	4	17	17
懲戒分限	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
セクハラ	1	1	1	1	0	0	1	1	3	3
マタハラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パワハラ	3	3	3	3	1	1	3	3	10	10
いじめ等	2	2	3	3	1	1	0	0	6	6
その他	6	6	2	2	1	1	1	1	10	10
計	19	19	17	17	5	5	12	12	53	53
令和5年度	(件)									
任用関係	3	3	2	2	0	0	3	3	8	8
給与関係	4	4	1	1	1	1	0	0	6	6
勤務条件	11	11	6	6	0	0	3	3	20	20
懲戒分限	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
セクハラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マタハラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パワハラ	4	4	3	3	4	4	1	1	12	12
いじめ等	2	2	4	4	0	0	0	0	6	6
その他	4	4	2	2	0	0	1	1	7	7
計	28	28	18	18	5	5	8	8	59	59

人事委員会事務局の基本理念と行動指針

1 基本理念

県の未来を担う人材を見出し、
職員が働きやすい環境づくりをサポートします。

この基本理念は、静岡県が「県民暮らし満足度日本一」を目指して効率的な行政運営を推進するため、人事委員会事務局が①優秀な人材の確保、②適正な給与制度等の勤務条件の確保、③職員が働きやすい職場環境の確保を図ることにより、職員が十分にその能力を発揮できるよう支援することを表現したものです。

2 行動指針

人事委員会事務局職員一人ひとりがこの行動指針に基づき、常に適正な業務の執行と改革・改善に努めていきます。

- ・私たちは、魅力ある県の仕事を積極的に PR し、優秀な人材の確保に取り組みます。
- ・私たちは、職員の勤務条件を調査研究し、適正な制度の立案に取り組みます。
- ・私たちは、法令を遵守し、公正・中立な立場で職員の人事管理や労働環境の適正化を確保します。
- ・私たちは、職員の「ワーク・ライフ・バランス」の実現を目指して、改革・改善に取り組みます。



人 事 委 員 会 年 報
令和5年度版

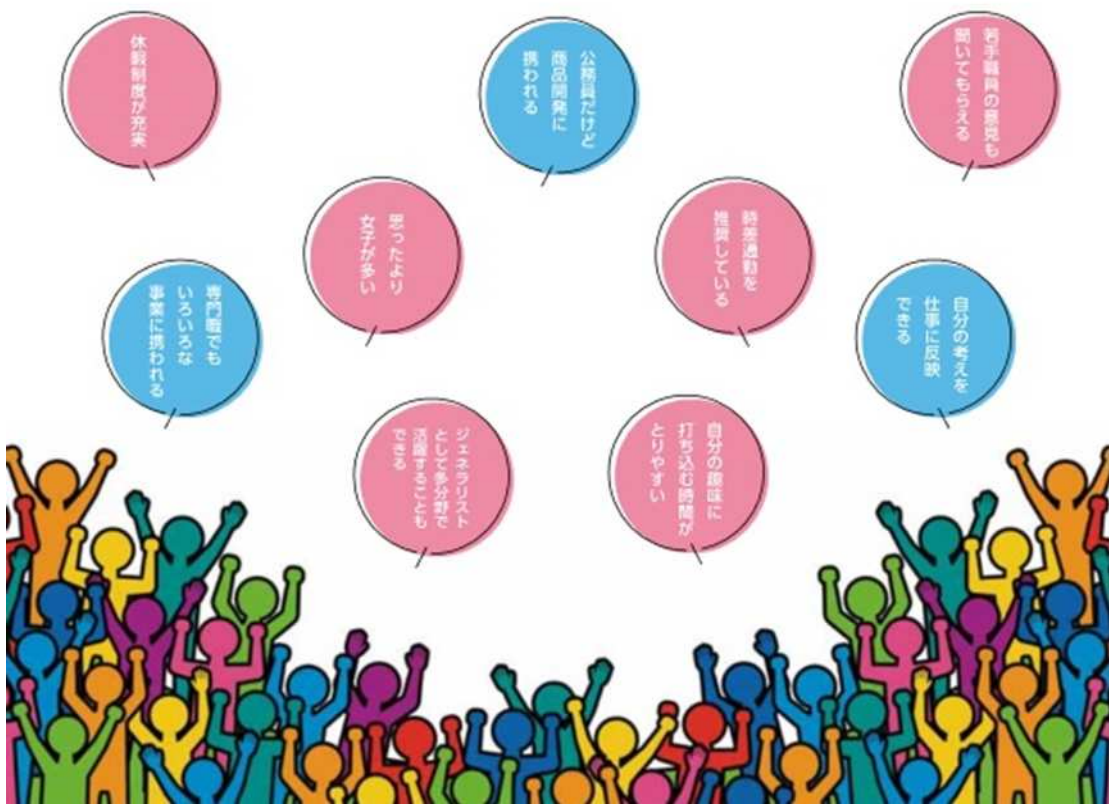
令和6年6月発行

編集・発行 静岡県人事委員会事務局
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
(TEL) 054-221-2273 (FAX) 054-254-3982

ともに創ろう静岡県の未来



静岡未来クリエイター 大募集



静岡県人事委員会事務局

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

(電話) 054-221-2275 にっこりなごう

(メール) shokuin@pref.shizuoka.lg.jp

(HP) <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/saiyoinfo/employ/>